

議 長	局 長	次 長	次 長	次 長	次 長
					

第 7 号様式（第 5 条関係）

平成 29 年 3 月 31 日

流山市議会議員 海老原 功一 様

会 派 名 日本共産党
 代表者名 乾 紳一郎 

流山市議会政務活動費収支報告書提出書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、経理責任者から平成 28 年度流山市政務活動費収支報告書が提出されたので、その内容を審査した結果、適正であると認めたので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。



第 6 号様式（第 5 条関係）

平成 29 年 3 月 31 日

会派名 日本共産党
代表者 乾 紳一郎様

経理責任者名 植田 和子 

流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、
28 年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費 1,920,000 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
調 査 研 究 費		
研 修 費	105,986 円	自治体学校 IN 神戸
広 報 費	1,125,036 円	会派ニュース印刷代 など
広 聴 費		
資料作成費	192,461 円	コピー機リース料 など
資料購入費	1,980 円	図書購入
人 件 費		
事 務 所 費	600,000 円	事務所費代
その他の経費		
合 計	2,025,463 円	

3 残 額 Δ105,463 円（会派ご負担）

政務活動費会計帳簿(平成28年度)

年月日	収入	支出	残額	備考
政務活動費支給日	¥1,920,000			
H28. 4. 4		¥ 8,715	¥1,911,285	資料作成費 コピー機用紙 4月分
H28. 4. 26		¥100,000		事務所費 家賃 4月・5月分
"		¥252,936		広報費 会派ニュース印刷代 4月号
"		¥ 432	¥1,557,917	広報費 振込料
H28. 5. 2		¥ 1,980	¥1,555,937	資料購入費 原水協通信 4月~12月分
H28. 5. 6		¥ 8,715	¥1,547,222	資料作成費 コピー機用紙 5月分
H28. 5. 23		¥50,000	¥1,497,222	事務所費 家賃 6月分
H28. 6. 3		¥ 8,715	¥1,488,507	資料作成費 コピー機用紙 6月分
H28. 6. 14		¥31,000		研修費 自治体学校参加費
"		¥ 432		研修費 振込料
"		¥33,500		研修費 自治体学校参加費
"		¥ 432		研修費 振込料
"		¥31,000		研修費 自治体学校参加費
"		¥ 432	¥1,391,711	研修費 振込料
H28. 6. 21		¥50,000	¥1,341,711	事務所費 家賃 7月分
H28. 7. 4		¥ 8,715	¥1,332,996	資料作成費 コピー機用紙 7月分
H28. 7. 13		¥14,835		資料作成費 コピー用紙代
"		¥ 270	¥1,317,891	資料作成費 振込料
H28. 7. 22		¥50,000	¥1,267,891	事務所費 家賃 8月分
H28. 7. 30		¥ 3,150		研修費 交通費
"		¥ 630	¥1,264,111	研修費 交通費
H28. 8. 1		¥ 2,100		研修費 交通費
"		¥ 1,050		研修費 交通費
"		¥ 2,260	¥1,258,701	研修費 交通費
H28. 8. 3		¥ 8,715	¥1,249,986	資料作成費 コピー機用紙 8月分
H28. 8. 10		¥253,692		広報費 会派ニュース印刷代 8月号
"		¥15,336		広報費 ホームページ更新料
"		¥ 432		広報費 振込料
"		¥30,672		広報費 サーバ継続費用
"		¥ 432	¥ 949,422	広報費 振込料
H28. 8. 23		¥ 6,270	¥ 943,152	資料作成費 コピー料金(カンター数)
H28. 8. 26		¥50,000	¥ 893,152	事務所費 家賃 9月分
H28. 9. 5		¥ 8,715	¥ 884,437	資料作成費 コピー機用紙 9月分
H28. 9. 23		¥50,000	¥ 834,437	事務所費 家賃 10月分
H28. 10. 3		¥ 8,715	¥ 825,722	資料作成費 コピー機用紙 10月分
H28. 10. 18		¥32,400		広報費 印刷用インク代
"		¥30,240		広報費 印刷用インク代
"		¥ 216	¥ 762,866	広報費 振込料
H28. 10. 24		¥ 3,654		資料作成費 コピー料金(カンター数)
"		¥50,000		事務所費 家賃 11月分
"		¥29,965	¥ 679,247	資料作成費 コピー料金(議会事務局)
H28. 11. 4		¥ 8,715	¥ 670,532	資料作成費 コピー機用紙 11月分
H28. 11. 7		¥254,448		広報費 会派ニュース印刷代 11月号
"		¥ 432	¥ 415,652	広報費 振込料
H28. 11. 24		¥50,000	¥ 365,652	事務所費 家賃 12月分
H28. 12. 5		¥ 8,715	¥ 356,937	資料作成費 コピー機用紙 12月分
H28. 12. 14		¥50,000	¥ 306,937	事務所費 家賃 1月分
H28. 12. 19		¥13,155		資料作成費 コピー用紙代
"		¥ 270	¥ 293,512	資料作成費 振込料
H28. 12. 26		¥ 4,512	¥ 289,000	資料作成費 コピー料金(カンター数)
H29. 1. 4		¥ 8,715	¥ 280,285	資料作成費 コピー機用紙 1月分
H29. 1. 20		¥252,936		広報費 会派ニュース印刷代 新春号

政務活動費会計帳簿(平成28年度)

[illegible]

(研究会・研修会等参加に係る個別経費等)

[illegible]

実施日	平成28年7月30日(土) ~ 8月1日(月) 3日間
場所及び 視察項目	第58回自治体学校in神戸(1日:全体会 2日:分科会・講座 3日:全体会)別紙参照
参加者名	乾 紳一郎 小田桐 仙 徳増 記代子 計3名
費用合計	¥105,986

[illegible]

領 収 書

No. 80-1

日本共産党流山市議団

乾 紳一郎 様

¥32,000

但し、自治体学校諸費用として 2016年6月14日 上記、正に領収しました。

参加費	14,000 円	【第58回自治体学校受付事務局】 (株)国際ツーリストビューロー 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-1-4 オフィス下山手5階 TEL 078-351-2110
弁当代	1,000 円	
宿泊費用	17,000 円	
分科会追加代金	0 円	
現地企画	0 円	

宿泊費については2泊分です。

弁当代 1000円は

自己負担しました。

⑧8,500円/泊

領 収 書

No. 80-2

日本共産党流山市議団

小田 桐 仙 様

¥33,500

但し、自治体学校諸費用として 2016年6月14日 上記、正に領収しました。

参加費	14,000 円	【第58回自治体学校受付事務局】 (株)国際ツーリストビューロー 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-1-4 オフィス下山手5階 TEL 078-351-2110
弁当代	0 円	
宿泊費用	0 円	
分科会追加代金	19,500 円	
現地企画	0 円	

分科会で
宿泊はホテル
2泊分は、
1泊あたり
16,500円
以内で
ある事を確認:

領 収 書

No. 80-3

日本共産党流山市議団

徳増 記代子 様

¥32,000

但し、自治体学校諸費用として 2016年6月14日 上記、正に領収しました。

参加費	14,000 円	【第58回自治体学校受付事務局】 (株)国際ツーリストビューロー 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-1-4 オフィス下山手5階 TEL 078-351-2110
弁当代	1,000 円	
宿泊費用	17,000 円	
分科会追加代金	0 円	
現地企画	0 円	

宿泊費に
ついては2泊分です。

弁当代 1000円は
自己負担しました。

⑧8,500円/泊



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-06-14	049	87	N	0134	049	普通 ****303	129	引出
						お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥32,000	¥432	*****
ご案内 * お振込明細 * 000129 お振込先 [REDACTED] 13:08 か) コクサイツリスト.ヒューロー 様 ご依頼人 イヌイ シンイチロウ 80-1 様 [REDACTED]								
印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

2



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-06-14	049	87	N	0134	049	普通 ****303	130	引出
						お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥33,500	¥432	*****
ご案内 * お振込明細 * 000130 お振込先 [REDACTED] 13:10 か) コクサイツリスト.ヒューロー 様 ご依頼人 オダギリ タカシ 80-2 様 TEL090-8567-8858								
印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

4



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-06-14	049	87	N	0134	049	普通 ****303	131	引出
						お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥32,000	¥432	*****
ご案内 * お振込明細 * 000131 お振込先 [REDACTED] 13:11 か) コクサイツリスト.ヒューロー 様 ご依頼人 トクマス キヨコ 80-3 様 [REDACTED]								
印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

6

領収書

日本共産党流山市議会様

Receipt

領収年月日 2016.-7.30

金額 ￥3,150(消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

⑦

購入商品 バス乗車券類 Bus Ticket

大阪空港交通株式会社 伊丹空港～三宮

大阪(伊丹)空港

K-30発行

85769

⑧

No.	領収書
日本共産党流山市議会様	
¥630-	
ただし乗車券代として、	
上記の金額を領収しました	
平成28年7月30日	
神戸市交通局	駅

三宮～新神戸 3人分 1人210円。

(領収書)

日本共産党流山市議会様

空港リムジンバス運賃

Airport limousine fare

三宮～伊丹空港 ￥2,100-

上記金額を領収致しました。

2016.-8.-1 12:15 01号機
神戸三宮 阪神バス株式会社 06-6416-1351

⑨

Receipt 日本共産党流山市議会様

2016.-8.-1

⑪

領収書

羽田空港 - 八潮駅北口

片道乗車券

¥2260

上記金額正に領収致しました

京浜急行バス

Terminal 2
第2ターミナル ジ7 09542

⑩

(領収書)

日本共産党流山市議会様

RECEIPT

空港リムジンバス運賃

Airport limousine fare

三宮～伊丹空港 ￥1,050-

上記金額を領収致しました。

2016.-8.-1 12:43 02号機
神戸三宮 阪神バス株式会社 06-6416-1351



憲法・地方自治・民主主義で
地域・自治体に輝きを

神戸の写真提供：©一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会

みんなが先生 みんなが生徒

第58回

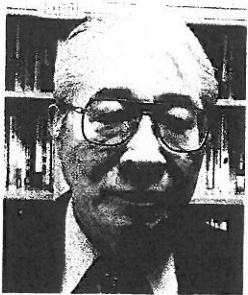
自治体学校

in
神戸

2016年7月30日(土)▶8月1日(月)

神戸芸術センター芸術劇場・神戸市外国語大学

1日目 ● 全体会 7月30日(土)12:30~17:00



記念
講演

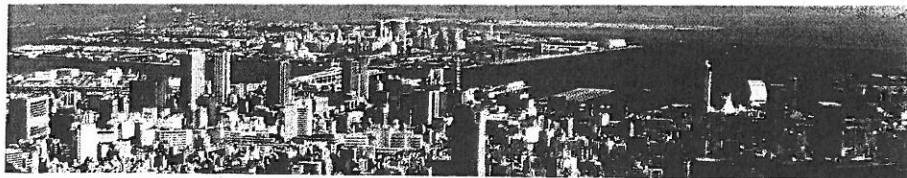
日本型人口減少社会と地域の再生 —不安と混迷の時代をどう生きるか

加茂利男 (大阪市立大学名誉教授・自治体問題研究所前理事長)

21世紀の世界と日本は、不安と混迷の色を濃くしています。私たちはこの時代をどう生き、将来の世代にどんな社会を残すことを考えたいのでしょうか。講演では日本型人口減少社会と地域の再生の問題を糸口に、このことを考えたいと思います。

主催 ● 第58回自治体学校実行委員会

後援 ● 兵庫県／兵庫県議会／神戸市／明石市／西宮市／洲本市／芦屋市／相生市／豊岡市／加古川市／赤穂市／西脇市／宝塚市／三木市／高砂市／三田市／加西市／篠山市／養父市／南あわじ市／朝来市／淡路市／宍粟市／加東市／たつの市／猪名川町／多可町／稲美町／播磨町／市川町／福崎町／太子町／佐用町／香美町／新温泉町／兵庫県市長会／兵庫県市議会議長会／兵庫県町村会／兵庫県町議会議長会／神戸新聞社／朝日新聞神戸総局／読売新聞神戸総局／毎日新聞神戸支局／時事通信社神戸総局／共同通信社神戸支局／サンテレビジョン 【2016年4月20日現在】



参加費

●3日間通し参加の場合

自治体問題研究所個人会員 14,000円
一般 16,000円

●部分参加の場合(自治体問題研究所会員、一般とも同額)

7月30日	6,000円	現地分科会(21、22、23)
7月31日	7,000円	は参加費のほかに、別途追
8月1日	4,000円	加費用が必要です。

参加費の割引

●新規入会者割引 3日間通し参加、または部分参加で2日以上参加される一般の方で、自治体学校を機に自治体問題研究所に新規入会される方には、自治体学校当日受付で4,000円をキャッシュバックいたします。

●地元割引 現地実行委員会をつくってご協力いただいている地元・兵庫県では、住民や町議会議員の皆様を対象に、地元割引がごさいます(県・市議会議員、自治体職員は除く)。詳細は、現地実行委員会にお問い合わせください。

現地実行委員会:兵庫県自治体問題研究所

TEL 078-331-8911 FAX 078-599-5531

E-mail: hyogojitiken@sunny.ocn.ne.jp

※2日目の昼食について

7月31日(日)の会場(神戸市外国語大学)周辺は飲食店が少ないので、お弁当のご注文をお勧めいたします。▶申込書の欄に○をつけてお申し込みください。

第58回自治体学校実行委員会

事務局 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 自治体問題研究所内

TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933 E-mail: info@jichiken.jp

共催団体:自治体問題研究所/北海道地域自治体問題研究所/オホーツク地域自治体問題研究所/青森県地域自治体問題研究所/岩手地域総合研究所/福島自治体問題研究所/茨城県自治体問題研究所/とちぎ地域自治体問題研究所/ぐんま住民と自治体問題研究所/埼玉自治体問題研究所/千葉県自治体問題研究所/東京自治体問題研究所/多摩住民自治体問題研究所/神奈川自治体問題研究所/にいがた自治体問題研究所/富山県自治体問題研究所/いしかわ自治体問題研究所/山梨地方自治体問題研究所/長野県住民と自治体問題研究所/静岡県地方自治体問題研究所/東海自治体問題研究所/滋賀自治体問題研究所/京都自治体問題研究所/大阪自治体問題研究所/兵庫県自治体問題研究所/奈良自治体問題研究所/和歌山県地域自治体問題研究所/しまね地域自治体問題研究所/岡山県自治体問題研究所/広島自治体問題研究所/徳島自治体問題研究所/香川県自治体問題研究所/愛媛県自治体問題研究所/高知自治体問題研究所/福岡県自治体問題研究所/長崎県地域自治体問題研究所/くまもと地域自治体問題研究所/みやざき住民と自治体問題研究所

●会場へのアクセス●

7月30日・8月1日●

神戸芸術センター芸術劇場

〒651-0055 神戸市中央区熊内橋通7-1-13

TEL 078-241-7477

JR山陽新幹線、神戸市営地下鉄西神・山手線「新神戸」駅から生田川方面へ200メートル(徒歩約5分)

地下鉄三宮駅から新神戸駅までは所要2分、210円。各種交通系ICカード利用可。

7月31日●

神戸市外国語大学(学舎・第2学舎内の各教室)

〒651-2187 神戸市西区学園東町9-1

TEL 078-794-8121 (代)

神戸市営地下鉄西神・山手線「学園都市」駅から徒歩5分

地下鉄三宮駅から学園都市駅までは所要23分、340円。各種交通系ICカード利用可。新長田駅(JR)、板宿駅(山陽電車)からも地下鉄へお乗り換えいただけます。

SCHEDULEスケジュール

7月30日(土)全体会

12:00~開場・受付

12:30~12:50

歓迎行事

13:00~13:10

開校あいさつ/地元歓迎あいさつ

13:10~14:30

記念講演(加茂利男氏)

14:30~14:50

休憩

14:50~16:50

パネルディスカッション

16:50~17:00

次回開催地あいさつ・

事務連絡・全体会終了

7月31日(日)分科会・講座

9:30~ 16:00

分科会・講座

16:30~18:00

ナイター企画

17:00~19:00

ひょうごの地酒を楽しむ交流会

8月1日(月)全体会

9:30~11:00

特別講演(西堀喜久夫氏)

11:00~11:15

休憩

11:15~11:30

参加者感想

11:30~11:45

閉校あいさつ

者感想 自治体学校で学んだこと
あいざつ 実行委員長・松敏雄和

第58回

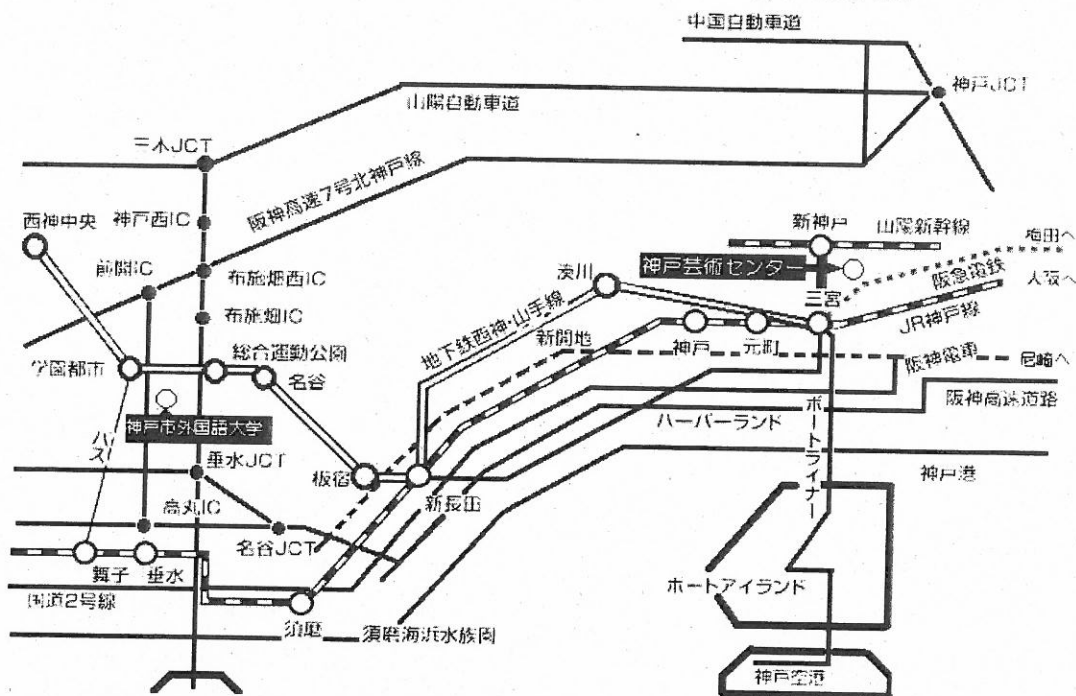
自治体学校 in 神戸

開催日 2016年7月30日(土)~8月1日(月)

お申込のご案内

お申込み締切り日：2016年6月30日(木)

◎ご宿泊のお申し込みがない場合は7月15日(金)まで受け付けております



7/30(土)・8/1(月) ●全体会 神戸芸術センター(会場へのアクセス)

※神戸芸術センターまで：新幹線・神戸市営地下鉄「新神戸駅」から南へ徒歩5分

三宮

神戸市営地下鉄西神・山手線：三宮駅 ⇒ 新神戸駅 約5分 210円

小型タクシー：三宮駅前発 ⇒ 神戸芸術センター 約7分 料金約700円

7/31(日) ●分科会・講座 神戸市外国語大学(会場へのアクセス)

※神戸市外国語大学まで：神戸市営地下鉄「学園都市駅」から徒歩5分

または神戸市営バス・山陽バス「学園都市駅前」バス停から徒歩5分

三宮

神戸市営地下鉄西神・山手線：三宮駅 ⇒ 学園都市駅 約23分 340円

新神戸

神戸市営地下鉄西神・山手線：新神戸駅 ⇒ 学園都市駅 約25分 370円

JR舞子

神戸市営バス・山陽バス：51・53・54系統乗り場 舞子駅前 ⇒ 学園都市駅前 約30分 210円

お問い合わせ・お申込先(旅行企画・実施)

(株)国際ツーリストビューロー

兵庫県知事登録旅行業 3-393号

TEL:078-351-2110 FAX:078-351-2140 一般社団法人 全国旅行業協会会員

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-1-4-5F ◆営業時間(月~金) 9:00~17:00 (土)9:00~12:00 ◆定休日(日・祝日)

総合旅行業務取扱主任者：榎本 一夫 「自治体学校in神戸」担当デスク 榎本 倉長 谷岡

1：学校参加費

- ① 参加費：自治体問題研究所個人会員 14,000円、一般 16,000円
 部分参加は会員・一般同額 7月30日：6,000円 7月31日：7,000円 8月1日：4,000円
- ② 新規入会者割引…2日以上参加で新規に入会される方は受付で4,000円をキャッシュバック致します。

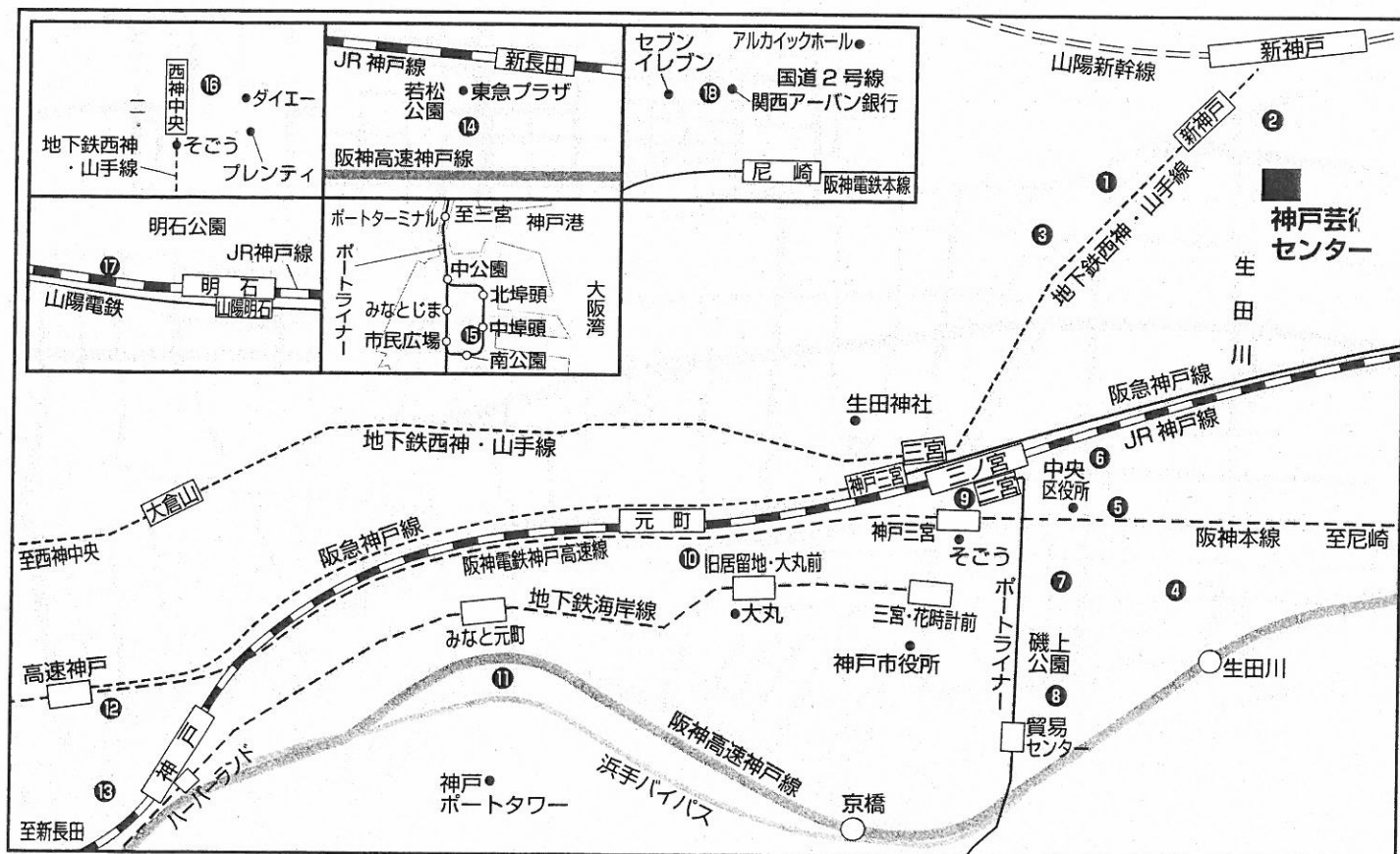
2：ご宿泊の案内

※混み合う時期です。6月30日（木）までにお申込み下さい。

- ① 宿泊施設は、神戸市内および近郊のホテル（シングル）をご用意しています。【7月30日（土）・31日（日）宿泊分】
- ② 宿泊料金は、1泊朝食付きでのご案内です。（税金・サービス料・事務費を含んでおります）
- ③ ツイン（2名1室利用）をご希望の方は、当社より改めて料金のご案内をさせていただきます。
- ④ ご希望のホテルの「希望番号」を、宿泊申込書にご記入下さい。（第2、第3希望まで必ずご記入下さい）

地区	記号 番号	ホテル名称	宿泊代金 (シングル)	地区	記号 番号	ホテル名称	宿泊代金 (シングル)
新神戸	①	グリーンヒルホテル神戸	10,500円	元町	⑩	神戸プラザホテル	13,200円
新神戸	②	サンメンバース神戸	8,900円	元町	⑪	神戸ポートタワーホテル	15,000円
新神戸	③	ホテル北野プラザ 六甲荘	11,000円	神戸	⑫	チサンホテル神戸	8,500円
三宮	④	神戸三宮ユニオンホテル	10,200円	神戸	⑬	神戸シティガーデンズホテル	9,600円
三宮	⑤	サンサイドホテル	7,700円	新長田	⑭	ホテルサンプ神戸アスタ	11,200円
三宮	⑥	ヴィラフォンテーヌ神戸三宮	15,500円	ポートアイランド	⑮	ホテルパールシティ神戸	14,100円
三宮	⑦	ダイワロイネットホテル神戸三宮	12,000円	西神中央	⑯	神戸西神オリエンタルホテル	11,600円
三宮	⑧	ホテルサンルートソプラ神戸	13,800円	明石	⑰	グリーンヒルホテル明石	9,000円
三宮	⑨	三宮ターミナルホテル	13,500円	尼崎	⑱	尼崎セントラルホテル	8,000円

ホテルの位置



3：現地分科会

★現地分科会につきましては、別紙リーフレットをご参照ください。

現地分科会は、学校参加費に加えて、下記の現地分科会追加費用が必要です。

★現地分科会追加費用は、バス代、宿泊費、食事代、施設入場見学料などの必要経費です。

21. 「コウノトリ育む農法と話題の養父農業特区」…………… (1泊2日) 19,500円

※21の宿泊施設はホテル（シングル）となります。

22. 「神戸港を巡り非核と防災を考える」…………… (日帰り) 6,000円

23. 「淡路島の農業と人形浄瑠璃公演～野島断層を見る」…………… (日帰り) 7,000円

4：お弁当の申込

7月31日(日)の昼食弁当は、事前にお申込ください。

お弁当（お茶付）1,000円（税込）

※会場の神戸市外国語大学周辺は飲食店が少ないため、お弁当のお申込みをお勧めします。

当日のお申込はできませんので、事前にお申込下さい。

5：申込方法

- ① 申込書は、郵送またはFAXにより、国際ツーリストビューローにお送りください。
申込書には、必要事項を全てご記入下さい。
- ② 申込書に基づき、「予約内容確認書 兼 請求書」を受付け後、順次送付致します。
振込は請求書記載の期日までにお振込みください。
- ③ 「予約内容確認書 兼 請求書」は当日の参加・宿泊・お弁当引換・現地分科会などの「確認書類」を兼ねますので当日必ずご持参下さい。

6：お取消・変更の方法

お申込後の変更・取消については、国際ツーリストビューローへ郵送またはFAXによりご連絡をお願いいたします。お電話での受付はお受けいたしかねます。

キャンセル料	旅行開始日の前日から溯って		前日	当日 (旅行開始日)	旅行開始後の取消、 無連絡不参加
	20日前～8日前迄	7日前～前々日迄			
宿泊・現地分科会	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%
弁 当	無 料	無 料	50%	100%	100%
参加費	無 料				

※ご返金が生じる場合、学校終了後に振込手数料を差し引いて返金致します。

お申込のご案内

- この旅行は国際ツーリストビューロー（以下「当社」といいます）が「受注型企画旅行」としてお取り扱いをするものです。
- 旅行のお申込は当社所定の申込書に必要事項を記入の上、お申込みください。
- 旅行契約は申込金または旅行代金全額を頂いた時に成立したものとします。
- 特別補償 お客様が旅行中に生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について補償金及び見舞金をお支払致します。
- 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し不明な点があれば、掲載の取扱管理者にお尋ね下さい。

個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際にご提出頂いた個人情報について、お客様との連絡のためや宿泊・運送機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。
- (2) 当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させて頂くことがあります。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、当社に出発前までにお申し出ください。

☆お申込み方法：下記申込書にご記入の上、FAXまたは郵送でお送りください☆

FAX 078-351-2140 国際ツーリストビューロー 行

お申込締切日：2016年6月30日（木）まで

※ご宿泊のお申込みがない方は7月15日（金）まで受け付けております。

別紙取引条件説明書面に記載の旅行条件および旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等その他への個人情報提供について同意の上、以下の旅行に申込みます。また、旅行等の予約回答に際し、申込代表者宛の連絡先に国際ツーリストビューローより連絡させていただく事に同意します。

※必ず、控えを保存して下さい。

参加申込 および 宿泊申込書

新規・追加・変更・取消

第58回 自治体学校 in 神戸

都・道・府・県	所属団体・職場	フリガナ 代表者氏名 (書類送付先)	
書類 送付先住所	〒		TEL : FAX :

※下記(ア)～(エ)のアンケートは申込書に記入された方、全員分をご記入ください。

(ア)所 属	1: 自治体職員	2: 民間労働者	3: 住民・民間団体	4: 議員・政党	5: 研究者
(イ)年 齢	1: 10代・20代	2: 30代	3: 40代	4: 50代	5: 60代以上
(ウ)参加回数	1: はじめて	2: 2回目	3: 3～5回目	4: 6回以上	
(エ)区 分	1: 研究所会員	2: 一般	3: (住民と自治)読者		

●参加費：研究所会員14,000円、一般16,000円。部分参加は会員・一般同額、7/30 (6,000円)、7/31 (7,000円)、8/1 (4,000円)

●新規入会者割引・・・2日以上に参加で、研究所に新規入会される方は当日受付で4,000円をキャッシュバック致します。

●現地分科会21～23のコース別に別記の費用がかかります。※定員制のため事前申込制で先着順となります。

No.	フリガナ 参加者氏名	年齢 性別	学校参加日			分科会 Noを 記入	現地企画		弁当 (7/31)	宿 泊【ご注意】を確認下さい				回答欄 該当番号を 記載下さい	料金合計 (円)
			7/30 土	7/31 日	8/1 月		六甲山 (7/30) 5,500円	交流会 (7/31) 3,000円		7/30 土	7/31 日	第2 希望	第3 希望		
例	コウベ タロウ 神戸 太郎	50歳 男・女	○	○	○	3	○	○	○	12	12	5	2	(ア) 1 (イ) 4 (ウ) 1 (エ) 2	42,500円
1		歳 男・女												(ア) (イ) (ウ) (エ)	
2		歳 男・女												(ア) (イ) (ウ) (エ)	
3		歳 男・女												(ア) (イ) (ウ) (エ)	
4		歳 男・女												(ア) (イ) (ウ) (エ)	

【ホテル希望】ツイン(同室者名:)「喫煙・禁煙」ルーム

返金先口座 金融機関名
支店名 普通・当座No.
口座名義(加付)

【ご注意】①ホテルについては、先着順で受付させて頂きます。②ツインルームをご希望の方は、同室者名をご記入下さい

③喫煙・禁煙ルームをご希望の方は、通信欄に○印をご記入下さい。(ご希望のホテルに添えない場合は、別途ホテルをご案内させて頂きます。)

【お願い】(ア)領収書は銀行振込票で代用させて頂きます。領収書発行をご希望の方は、通信欄にその旨をご記入ください。

(弊社記入欄) 申込No. 受付日: / S: / No. E: / 確認書: /

広報費
(広報費(会派分)発行に要する経費)

NO.

[illegible]

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請 求 書

請求日 2016年4月21日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード : 140311

品 名	16流山民報 4月号	号 数	4・5月号	受注No.	207080
規 格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数 量	42,000	注文No.	207080

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代			
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		3,500	
表・グラフ代			
版下制作代		80,000	
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		20,000	
印刷代		29,400	
製本・加工代		6,300	
発送結束代			
用紙		63,000	
発送・運賃		22,000	

小 計	234,200
消 費 税 (8%)	18,736
切手・ハガキ等立替金	

合計請求金額	¥252, 936
--------	-----------

摘 要	振込先口座
-----	-------

上記の通り御請求申し上げます。

2016年 4月 27日 領 収 書

No.

日本共産党

流山市議会

様

摘 要	金 額
16流山民報 4月号	千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 2 5 2 9 3 6 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電話 03-(3497) 4033 (代表)

自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-04-26	049	4	N	0134	049	普通 ****303	302	引 出
						お取引金額 円	消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥252,936	¥432	*****
ご案内 * 予約振込明細 * 0C0302								
お振込先								
アカツキインサツ(カ) 様								
ご依頼人 ニホンキョウサントウナカレヤマシキゲン ウイダ 様								
04月27日扱い								
16:22								
印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

請 求 書

請求日 2016年7月31日

日本共産党 流山市議団 御中

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード : 140311

品 名	16流山民報 8月号	号 数	188号	受注No.	210619
規 格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数 量	42,000	注文No.	210619

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代			
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		4,200	
表・グラフ代			
版下制作代		80,000	
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		20,000	
印刷代		29,400	
製本・加工代		6,300	
発送結束代			
用紙		63,000	
発送・運賃		22,000	

小 計	234,900	
消 費 税 (8%)	18,792	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥253,692	
--------	----------	--

摘 要	振込先口座	
-----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

請求書

請求日 2016年7月31日

日本共産党 流山市議団 御中

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード : 140311

品 名	ホームページ更新料(2016年7月)			号 数	号	受注No.	210945
規 格	×	×	数 量	1		注文No.	

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代			
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代			
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代		14,200	
製版・出力代			
色校正代			
送信・受信代			
刷版代			
印刷代			
製本・加工代			
発送結束代			
用紙			
発送・運賃			

小 計	14,200	
消 費 税 (8%)	1,136	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥15,336	
--------	---------	--

摘 要	振込先口座	
-----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

ご請求内容ご明細 (2016年 7月)

流山市議会 様 ホームページ [140311]

作業日時	内容	単価	数	計
2016/07/20	AS00050797:1) 質問・見解 > 流山民報:「181号、183号」【ページ追加 A】	3000円	2	6000円
2016/07/20	AS00050797:1) 質問・見解 > 流山民報:「181号、183号」【顧客制作物のUPロード A】	500円	2	1000円
2016/07/20	AS00050797:1) 質問・見解 > 流山民報:「181号、183号」【写真(データ持込) A】	600円	2	1200円
2016/07/20	AS00050782:1) 流山民報:「186、187号」【作業一式】	3000円	2	6000円

合計 = 14200 円
ご請求額(税込み) = 15336 円

2016年 8月 12日 領収書

No. _____

日本共産党 流山市議会 様

摘要	金額
16 流山民報 8月号	千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 2 5 3 6 9 2 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電話 03-73492128 (代表)

(14)

2016年 8月 12日 領収書

No. _____

日本共産党 流山市議会 様

摘要	金額
ホームページ更新料 (2016年 7月)	千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 5 3 3 6 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電話 03-73492128 (代表)

取扱者



(15)



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-08-10	049	87	N	0134	049	普通	****303	334 引出
万 円	千 円	百 円	十 円	千 円	百 円	十 円	千 円	百 円
269	028	432	000	000	000	000	000	000
お取引金額 円							消費税 円	お取引後元帳残高 円
¥269,028							¥432	*****
ご案内 * 予約振込明細 * 0D0334								
お振込先								
アツキインサツ(カ) 様								
ご依頼人 ニホンキョウサントウカレマシキタン ウイタ 様								
08月12日 扱い								
17:52								
印紙税申告納付につき千葉県税務署へ納付済								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

(16)

市議団長
乾 紳一郎 様

79377-4-0

1/1頁

日本共産党流山市議団 御中

発行日： 2016年8月4日

ファーストサーバ株式会社

〒541-0052
大阪市中央区安土町1-8-19
野村不動産大阪ビル3F
TEL : 0120-414-538
FAX : 06-6261-0501

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくお願いいたします。

ご請求金額	¥30,672-
-------	----------

ご契約個別口座 : [REDACTED] ファーストサーバ(カ
ご入金期限 : 2016年8月20日

【お願い】
 ◎お支払日が金融機関の休業日に該当する場合は、前営業日までにお振込をお願いいたします。
 ◎振込手数料はお客様負担でお願いいたします。

振込口座は、ご契約毎に弊社が用意しておりますお客様専用口座です。
※ご契約者様名以外のお名前や、他ご契約分とまとめて入金いただいた場合や上記お客様専用口座以外にお振込みいただきました場合は、下記のWebページよりご連絡ください。

ご入金連絡専用ホームページ URL: <http://support.fsv.jp/keiyaku/contact/>

(消費税込み)

請 求 明 細

[illegible]

発行日 2016年8月26日

①7

領収証

入金先 日本共産党流山市議団

様

¥30,672-

但 レンタルサーバーご利用費用として（請求番号:79377-4-0）

上記正として領収いたしました。

入金日 : 2016年8月12日

【内訳】

税抜金額	¥28,400
消費税額(8%)	¥2,272

収 入
印 紙

ファーストサーバ 株式会社

〒541-0052

大阪府大阪市中央区安土町1丁目8番15号
野村不動産大阪ビル3F

18



ちばぎん

自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
28-08-10	049	87	N	0134	049	普通	****303	336	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円		
¥30,672						¥432	*****		
ご案内		* 予約振込明細 *							
お振込先		000336							
ご依頼人		17:55							
		ファーストサーハ (カ 様							
		ニホンキョウサントウナカ"レヤマシキ"ダン 様							
		08月12日扱い							
		印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済							

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

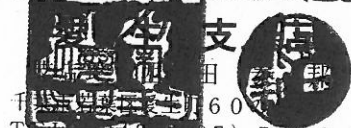
請 求 書

No. 67007

日本共産党千葉県流山市議団様
28年 10月 8日

受渡場所

千葉市文化株式会社



〒260-0001 千葉市中央区
TEL 043 (255) 7766
FAX 043 (255) 4709
振込銀行

下記のとおり御請求申し上げます

合計金額

¥32,400-

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
	1 インクタイマー	10	3000	30000	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9 小 計			30000	
	10 消 費 税			2400	
	合 計			¥32400	

請 求 書

No. 610-1186

日本共産党千葉県流山市議会様
28年 10月 12日

受渡場所 _____

千葉セブチ株式会社



〒260-0000
TEL 043-287-7766
FAX 043-255-4709
振込銀行 _____

下記のとおり御請求申し上げます

合計金額

¥30,240-

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
	1 マスタ-7タイ777	4	7000	28000	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9 小 計			28000	
	10 消 費 税			2240	
	合 計			¥30240	

19

領 収 証

日本共産党千葉県流山市議員様

No. 00449

金 額	百				千				円			
					4	6	2	6	4	0		

但し インターネット10本10/8, マジック4本10/12代として
28年 10月 18日 上記正に領収いたしました



内訳

現金	
小切手	

消費税額等

心の通ったサービスで奉仕する

チバビジネス株式会社 愛生支店

〒264-0031 千葉県流山市愛生町60-9

TEL. 043-287-7768 FAX 043-255-4709

御送金先



20

自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	28-10-18	取扱店	049 4	号機	N	NB	0134	口座店	049	口座番号	普通 ****303	通番	154	お取引内容	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	消費税込手数料	円	お取引後元帳残高	円
										¥62,640	¥216			*****	
ご案内	* お振込明細 * 0C0154														
お振込先	[Redacted]														
ご依頼人	チバ"ビ"ネス(カ)アイイシテン ニシタ ヤスク 様 ニホンキョウサントウナカレヤマシキ"タン"ウエタ 様														
13:14															
印紙税申告納付につき千葉県流山市流山市															

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所

日本共産党議員団控室

請 求 書

請求日 2016年10月31日

日本共産党 流山市議団 御中

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel. 03-3497-0531

Fax. 03-3497-0043

お客様コード: 140315

品 名	16流山民報 11月号					受注No.	212830
規 格	BTB4	382×273	2頁	4C×4C	数 量	42,000	注文No.

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代			
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		4,900	
表・グラフ代			
版下制作代		80,000	
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		20,000	
印刷代		29,400	
製本・加工代		6,300	
発送結束代			
用紙		63,000	
発送・運賃		22,000	

小 計	235,600	
消 費 税	18,848	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥254,448	
--------	----------	--

摘 要	振込先口座
-----	-------

上記の通り御請求申し上げます。

2016 年 11 月 8 日 領 収 書 No. _____

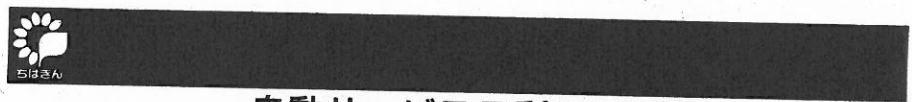
日本共産党 荒山町議団 様

摘 要	金 額						
	千	百	拾	万	千	百	拾 円
16 荒山民報 11 月号	¥	2	5	4	4	4	8 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-28-2
電 話 03 (3497) 0 5 1 1



自動サービスご利用明細票
ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日 28-11-07	取扱店 079	号機 4	NB銀行番号 N 0134	口座店 049	口座番号 普通 ****303	通番 263	お取引内容 引 出				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	お取引後元帳残高 円
										¥254,448	¥432*****
ご案内 * 予約振込明細 * 0C0263											
お振込先											
アカツキインサツカ 様											
ご依頼人 ニホンキョウサントウナカレヤマジダツ ウイダ 様											
11月08日扱い											
17:41											
印紙税申告納付につき千葉県税務署へ提出											

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請 求 書

請求日 2017年1月16日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-25

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード：140311

品 名	17流山民報 新年号	号 数	新年号	受注No.	214118
規 格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数 量	42,000	注文No.	214118

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代			
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		3,500	
表・グラフ代			
版下制作代		80,000	
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		20,000	
印刷代		29,400	
製本・加工代		6,300	
発送結束代			
用紙		63,000	
発送・運賃		22,000	

小 計	234,200	
消 費 税 (8%)	18,736	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥252, 936	
--------	-----------	--

摘 要	振込先口座	
-----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

2017年 1月 20日

領 収 書

No.

日本共産党 流山市議団様

(23)

摘 要		金 額						
17流山民報	新年号	千	百	拾	万	千	百	拾
		¥	2	5	2	9	3	6
								円

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都葛飾区新小岩4-25-2
電話 03-3497-0121 (代表)

収入印紙



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	29-01-20	取扱店	049	号機	87	NB	N	銀行番号	0134	口座店	049	口座番号	普通 ****303	通番	295	お取引内容	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	¥252,936	消費税込手数料 円	¥432	お取引後元帳残高 円			

ご案内		* お振込明細 *															
お振込先		0D0295															
ご依頼人		アカツキインサツカ 様 ニホンキョウサントウナカ"レヤマシキ"ダン ウイダ" 様															
		14:40															
		印紙税申告納付につき千葉東税務署へ送付															

(24)

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

●生活・法律相談は

◆市議会議員

いぬい 紳一郎

◆市議会議員

徳増 きよ子

◆市議会議員

小田 桐たかし

◆市議会議員

植田 和子

●サラ金、交通事故、遺産相続、借金、年金、住宅、パート労働、介護、その他、困ったこと、わからないこと、どんなことでも気軽ににお寄せ下さい。

流山民報

2016年4・5月号

第187号

編集発行人

日本共産党流山市議団

流山市加4-1688 TEL (7157) 6140

流山市議会事務局

TEL (7158) 1111

市民の願いにまじめに向き合う政治を 日本共産党



「保育園落ちたの私だ」と国会前に駆けつけつけ待機児童問題の解決を求める保護者たち11日、国会前

安倍政権は3月29日、「安保法制」「戦争法」を施行。自衛隊が戦後初めて、南スーダンなどで武器を使用する現実的危険が迫っています。日本共産党は、戦争法廃止と立憲主義を取り戻すため、野党や市民との共闘をひろげます。

「子どもの貧困」「ワーキングプア」「下流老人」：経済大国日本が「貧困大国」に。アベノミクスは、大企業と投資家に巨万の富をもたらしたものの、国民は貧困と格差拡大にあえいでいます。「こんな国はおかしい」と市民が声を上げ始めました。

流山市議会は、日本共産党が提案した「貧困対策の強化・充実を求める意見書」を全会一致で可決しました。

福祉減らして 市長・議員報酬増やす

負担増、弱者切り捨ての 平成28年度予算に反対

今、地方自治法に明記された「住民の福祉の増進」という自治体の役割が待たれています。

しかし、平成28年度予算の規模は、人口増を反映し、過去最大に匹敵するものの、優先課題は、TX沿線開発や人口誘致に向けた宣伝を強めることになっています。

難病患者さんへの見舞金、障がい者の手当等の大幅削減、今でも首都圏で一番高い保育料をさらに引き上げ、子どもが多い世帯や滞納世帯を直撃する国保料の値上げ、後期高齢者医療保険料の値上げ…。弱者を「冷遇」する一方で、市長や議員は報酬引

出生率 全国平均上回る流山 安心して子育てできるまちを

日本共産党

「保育園落ちたの私だ」という匿名ブログが大きな波紋を広げ、政治を動かしています。入れる保育園をさがすための「保活」を含め、子育て環境の拡充は待ったなしです。とりわけ、「母になるなら、流山市」と大宣伝し、出生率が全国平均を上回り県下でも2番目の流山市では、より積極的な取り組みが必要です。

しかし、保育園入園を断るための「不承諾」通知が500枚余も発行されるなど流

山市でも深刻な事態に。これは平成24年に2か所の公立保育所（定員160名）を廃止し、公立保育士の非正規を6割まで増やしたことで、さらにTX沿線開発区域内に保育園予定地を確保せず、「送迎保育ステーション」頼みで人口誘致を進めてきたこと等が要因です。

安心して子育てできるまちにするため、公立保育所や児童館の新増設、保育士などの賃金・労働条件の改善に力をつくします。



き上げとは、やっていることが逆立ちしています。

日本共産党は、最大規模にまで借金（井崎市政になってから12年間で市民一人当たり9万2千円）を増やしなが、積立金の大幅減、老朽校舎や焼却炉の更新費用などの見通しがたっていないこと、消防士や保健師の不足、ハシゴ車の増車ができない実態を告発。市政を根本的に転換できない提案するとともに、防災力向上や公共施設の高齢化対策、救急医療体制の充実、市民生活の支援施策の拡充を求めました。

会派	日本共産党	流政会	自由民主党	新風流山	公明党		
議員名 ○賛成 ×反対 -棄権 ※議長は表決に参加しない。	乾 紳一郎 小田 桐 徳増 きよ子 植田 和子	森 亮二 青野 直 笠原 久恵 近藤 美保 坂巻 健一 野田 宏規 大塚 洋一 石原 修治 根本 守 中村 彰男 海老原功一	中川 弘 加藤 啓子 藤井 俊行 西川 誠之 橋山 栄子 森田 洋一 秋間 高義 西尾 段 戸部 滋 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	中川 弘 加藤 啓子 藤井 俊行 西川 誠之 橋山 栄子 森田 洋一 秋間 高義 西尾 段 戸部 滋 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	中川 弘 加藤 啓子 藤井 俊行 西川 誠之 橋山 栄子 森田 洋一 秋間 高義 西尾 段 戸部 滋 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	中川 弘 加藤 啓子 藤井 俊行 西川 誠之 橋山 栄子 森田 洋一 秋間 高義 西尾 段 戸部 滋 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	中川 弘 加藤 啓子 藤井 俊行 西川 誠之 橋山 栄子 森田 洋一 秋間 高義 西尾 段 戸部 滋 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正
平成28年度一般会計予算（可決）	×	×	×	×	×	×	×
議員の報酬を引き上げる条例（可決）	×	×	×	×	×	×	×
市長の給与を引き上げる条例（可決）	×	×	×	×	×	×	×
子どもの甲状腺エコー検査費用の助成を求める陳情（不採択）	○	○	○	○	○	○	○
報道の自由を守る意見書（高市早苗大臣の発言）（否決）	○	○	○	○	○	○	○

いのちを守って奮闘
日本共産党の4議席



子どもの甲状腺エコー検査陳情不採択
これで子どもの命を守れるのか！

放射能汚染による甲状腺ガン対策として、その検査費用の一部助成を求める陳情を流山市議会は否決しました。国・東京電力に第一義的責任があるとは言え、柏・我孫子など近隣市では検査費用の一部を助成しています。

議会最終日、多数で陳情を否決した直後、「これで子どもを守れるんですか!」と傍聴席からお母さんたちの声が議場に響きわたりました。

柏市などでは要精密検査の子どもの数が増えています。みんなが協力し、子どもの命を優先するべきです。日本共産党はお母さんたちと力を合わせ、これからは子どもたちの命と健康を守るためにがんばります。



子どもの貧困対策を充実させる動きが強まっています。日本共産党は、国会で野党共同の要望項目を作成し、提案しました。

市議会でも、児童扶養手当や児童手当等の公的手当支給について、「毎月支給にすることで、収入の増減のムラがです、助かるのに」との声を取り上げ質問。「国

が、国に声を上げたい」と答弁しました。その他にも、保育料、水道料金等の減免拡大、非婚シングルマザー世帯への支援、経済性を背景にした児童虐待の防止に向けた取り組みの強化を求めました。

生活支援
子どもの貧困対策の充実を

4期も1年が過ぎた井崎市政。選挙では一言もふれずに国保料、保育料を新年度から値上げまた、議会では議員報酬引き上げに度から値上げなど多数が賛成しました。日本共産党は負担増福祉切り捨て、議員報酬引き上げの議案には反対し、市民の願い（陳情）に賛成しました。

まち
づくり

地域内の経済循環をつながす観光開発を問われるTX駅前有地活用の公共性・透明性

40～50年続けてきたお店が閉店・廃業し、法人市民税が2年連続して減少するなど市内事業者の経営実態は深刻です。

は、「観光行政というなら全市を視野に、商工農業の振興と一体感ある取り組みを」と提起しました。

セントラルパーク駅前と

そんな中、観光に力を入れる井崎市長。市長の肝いりで始めた流山本町への出店誘致では、補助金を使つて改修しオープンした店舗が、1年もたずに撤退しました。市当局は「流山市は観光地ではなく住宅地」と認めています。日本共産党

同様、㈱スタートツを開発業者に決定したおおたかの森駅北口市有地（1^号）。分譲マンション、市民ホールホテルの建設が始まります。同一業者が独占していることに疑問の声も。さらに民間開発なので情報公開や入札制度の対象ではなく、

医療福祉

流山市内でも経済的
理由による死亡事例

「お金がなくても安心して医療にかかれるように」…願いは切実です。ところが、昨年、国保料滞納や生活保護の申請を断られた等により、治療が手遅れとなるよう求めました。

り死亡する事例が市内で2件発生。「家族に迷惑をかけたくない」と我慢していたAさんは、がん末期と診断され、治療開始後わずか1か月で亡くなりました。

こんな痛ましい出来事を繰り返してはならないと、日本共産党は、ほとんど使われない「貧困大国ニッポン」といわれるほど事態は深刻、流山市も例外ではありません。

「貧困対策は政治の重要課題」との日本共産党の主張に、市長も「認識は同じ」と答えました。それならば、具体策をどう進められるかが問われます。

特別支援教育の充実を

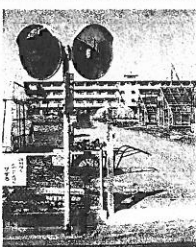
特別支援学級の法改正が行われてから9年
流山市では保護者、学
校、市教委の努力で、
32学級まで広がってき
ました。日本共産党も議
会で何度も取り上げ、
充実の後押しをしてき
ました。

昨年12月、子どもを情緒字級に通わせているお母さんから要望があり、情緒字級設置の大幅な遅れを知らされました。

日本共産党は、文科省とのレクチャー、近隣市視察を行い、議会活動に活かしました。

当局の答弁では平成28年度は南部中に情緒学級を設置する事がわかりました。

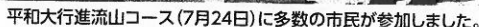
特別な支援を必要とし、専門的な教育を受けることで一人一人の子どもが持っている力を引き出すために引き続き一緒に取り組みましょう。



身近な要求実現

日本共産党流山市議団
流山市加4-1688 TEL (7157) 6140
流山市議会事務局
TEL (7158) 1111

**日本
共産党**



日本共産党は、「野党は共闘」との市民の声にこたえ、統一候補の擁立に最大限力を尽くし、参院選をたたかいました。その結果、野党共闘した32選

日本共產党は、さらに野党・市民との共闘を進化させるとともに、国でも地方でも、憲法全文を守り生かし、国民のくらしの安定・安心を実現するたために力を尽くす決意です。

6月議会で日本共産党は、緊急事態条項を加える等改憲の動きについて、市長の認識を質問しました。市長は「見解は控える」と答えましたが、自民党の改憲草案は、それでは済まない危険

6月議会では、介護職員の賃金をあげて「異常な長時間労働にメスをいれて」「54・6%と先進国でもっとも貧困率が高いひとり親世帯への支援

を強化して」：など、市民の暮らしに密接に係わる問題での国への意見書が5本可決されました。

な内容が含まれています。

右に紹介した『新しい憲法草案の
なし』は、自民党内の草案製作者の熱
意に沿って、作成されたとのこと。

「今の9条はブレイキ。新しい9条は戦争をしやすくするためのアクセル」「緊急事態条項」は国会を無視し、自治体の長を支配下に置き、人権を制限」…地方自治も危機的なことに。「国」のやることに地方は従えばいい」というのでは、市民の声を議会に届け、国の制度矛盾を告発したり、教育予算の確保・充実を求めるなど、市民・行政と一体で制度改善を図る地方議会、地方議員は必要なくなってしまう。

これらは、国会での野党共同提出法案の成立を求める内容で、採決では、全会一致や、保守会派の一部・公明も賛成しました。

日本共産党は、引き続き、市民の願いに照らせば否定できない問題で、他党・他会派とも共同していきます。

会派	日本共産党				流政会					自由民主党				新風流山				公明党					
議員名 ○賛成 ×反対 -棄権 ※議長は表決に参加しない。	乾 紳一郎	小田 桐代子	植田 和子	森 亮二	青野 直	笠原 久恵	近藤 優一	坂巻 宏規	野田 洋一	石原 修治	根本 守	中村 彰男	海老原 弘	加藤 啓子	藤井 俊行	西川 誠之	楠山 栄一	森田 淳	秋間 高義	斎藤 真理	戸部 滋	野村 浩	阿部 治正
甲状腺検査実施に関する陳情書（不採択）	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	議長	×	×	×	×	×	×	×	×	×
すべてのひと親世帯に光をあてる支援を求める意見書（可決）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		×	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険制度における経度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書（可決）	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	○	○	○	○	○	×	×
九州電力川内原発の即時運転停止、伊方原発の再稼働延期を求める意見書（否決）	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	○	○	○	○	×	×	×	×
被災者の生活再建を支援する制度改正を求める意見書（否決）	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	○	○	○	×	×	×	×

願いにこたえる 日本共産党の4議席

市議会議員
いぬい 紳一郎市議会議員
小田 侘たかし市議会議員
徳増きよ子市議会議員
植田 和子

鎌ヶ谷市、野田市も助成実施へ

またも、子どもの甲状腺エコー検査陳情不採択

3月に続き、6月議会も甲状腺検査実施に関する陳情書が審議され、反対多数で否決に（結果1面参照）。しかし新たな矛盾も。環境省が指定した『汚染調査重点地域』で検査費用の助成実施は広がり続け、『健康都市宣言』をしている自治体のうち、検査費用の助成をしない自治体は流山市だけ。

「検査は必要」と認めるなら、具体的な取り組みが必要です。市内医療機関での検査状況の把握や検査日の広報、検査医師との意見交換…市も議会もできることがあるはずです。

流山市の災害時の被害想定は他市と比較してもあまりにも少なく、それを支える市職員体制も弱くなっています。日本共産党の追及に市長は、「検討課題と認識している」と初めて答弁

しました。また、流山市の防災計画等に法令改正や災害救助時の費用改正が反映されていないことも明らかになりました。

さらに、女性の視点を反映させた防災計画の充実を提案。避難所生活を余儀なくされている女性の立場に立った質問に、思わず執行部もうなずきました。

防災

熊本地震の教訓生かし 防災対策の総点検を

熊本地震の直後に開催された6月議会では、多くの議員が防災対策を取り上げました。日本共産党は、防災問題のもとより、待機児童が深刻な保育問題、特養増設や介護の負担増など市民生活に密着した問題で、願いを届けました。

保育

人口誘致をずるなら 計画的な保育園整備を

「母になるなら流山市」と子育て世代を誘致してきた流山市。しかし、窓口では「母になれない流山市です」「ね」の声が続かれています。保育所に入れなかった待機児童は、昨年の162人から、今年469人と（4月時点）の2・9倍に。無計画な街づくりの結果です。

一方で、公立保育所は73人もの定員割れ。その理由について当局は「公立保



介護

介護を受けるハードルが どんどん高くなっています

昨年4月改定による利用者の負担増で「ハードルが高くなっている」とケアマネージャーも心配しています。日本共産党は「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患

被害想定と比較

流山市	
想定地震	東京湾北部
全壊棟数（木造）	548 棟
火災焼失棟数	14 棟
死者数	16 人
負傷者数	558 人
重症者数	61 人
避難者数（1日後）	25,520 人
野田市	
想定地震	野田市直下
全壊棟数（木造）	5,566 棟
火災焼失棟数	4,208 棟
死者数	222 人
負傷者数	1,827 人
重症者数	315 人
避難者数（1日後）	37,464 人

（流山市と野田市の地域防災計画より作成）

消防パワハラ問題

本市消防署内のパワハラ（暴力行為）が今年4月上旬の新聞報道で明るみに。

日本共産党は、職員削減により中堅職員の割合が激減していることを指摘。「一部の不屈者のやったこと」と矮小化せず、全職員が主体となってパワハラを「しない・させない・つくりださない」職場環境づくりを提起しました。

市はハラスメント防犯要綱を定め、報告義務など再発防止に取り組むとしました。

しました。

他市に先駆けてスタートさせた軽度者への保険外し。要支援所全員を総合事業に移行させましたが、国や市が誘導したい「介護資格を持たない者による訪問介護」の利用は18人に止まっています。

特養入所を勧めても利用料が高くて入れない利用者が多数います。日本共産党は、所得が少なくても手が届く多床室の特養ホーム整備を求め、当局も今後の整備方針に加えると答弁しました。

身近な要求実現

父母の要求を受け
南部中に情緒学級開設

いぬい 紳一郎



「暫定でも思いやり
バス停にイス設置

小田 侘たかし



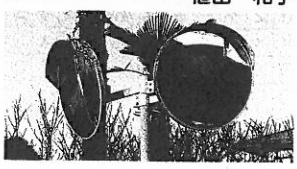
「何でも相談会」に参加

徳増きよ子



びび割れカーブミラー見やすくなり
なりました（江戸川台西1丁目）

植田 和子



●生活・法律相談は

◆市議会議員

いぬい 紳一郎

◆市議会議員

徳増 きよ子

◆市議会議員

小田 桐たかし

◆市議会議員

植田 和子

●サラ金、交通事故、遺産相続、借地借家、教育、医療、年金、住宅、パート労働、介護、その他、困ったこと、わからないこと、どんなことでも気軽ににお寄せ下さい。

流山民報

2016年11月号

第189号

編集発行人

日本共産党流山市議団

流山市加4-1688 TEL (7157) 6140

流山市議会事務局

TEL (7158) 1111

力を合わせましょう 子どもを大切にする流山市へ

日本共産党



産後ケアについて我孫子市、松戸市を視察。説明を受ける市議団

「保育園に入れない」「息子の保育料が年6万円も増え、2人目はあきらめた」「去年4月に開校した流山おおたかの森小中学校は、3年後に教室が足りなくなる」「いま「子どもを大切にする流山市」と、胸を張って言えるでしょうか。この背景には、「母になるなら、流山市」と過剰に宣伝し、人口誘致をおおる一方で、受け皿となる保育や教育の施設整備や各施策がいついていないからです。

「子どもを大切にしたい」力を集めれば改善できる
市政への不満があふれ、市民の声が議会や市政を動かしています。

保育園増設・保育士の処遇改善 計画的な学校整備を

H27年度は、総事業費194億円の2大プロジェクトが終了した年です。豪華な学校施設や市民体育館が市民の願いだっただけでしょうか。このお金がもっと有効に使われたならば、老朽校舎の改修、特養ホーム増設など様々な施策を前進させることができたはず。待機児童146名は県下3番目。「母になるなら、流山市」と転居してきた市民の期待は裏切られました。首都直下地震が心配されているのに災害

H27
年度決算

大型開発で過去最大の借金

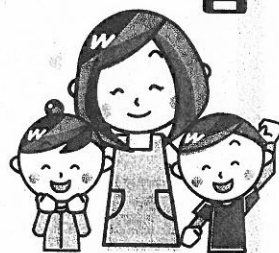
対策費は大幅カット。市民の願いに込めようとしていません。市長がかたくなに拒み続けているため、甲状腺エコー検査への助成や非婚のひとり親家庭への支援が実現していないのは、近隣市では流山市だけとなっています。

日本共産党は、大型事業と開発優先で、バブル期を超える史上最大の借金をつくったH27年度一般会計決算に反対しました。

H29年度予算要望
日本共産党市議団は、以下のことを市長に要望しました。力を集め、実現させましょう。

- 認可保育園の新増設で待機児解消に取り組みとともに、児童館や子育て支援センターなど子育て支援施設を増やすこと

- 増設・充実すること
- 保育士や学童支援員の確保対策を強化すること。また保健師や子育て支援の市担当職員を増やし、きめ細かな人員体制を構築すること
- 近隣市で実施済みの甲状腺エコー検査の一部助成、非婚シングルマザーへの寡婦控除適用を行うこと
- 子どもの貧困対策を強化し、就学援助制度の充実、学校給食を無料にすること
- 障がい児の福祉・教育を拡充し、産後ケア事業を創設すること
- 老朽校舎の改築・改修計画を策定し、早期に取り組むこと



会派	日本共産党	流政会	自由民主党	新風流山	公明党				
議員名 ○賛成 ×反対 -棄権 ※議長は表決に参加しない。	乾 紳一郎 小田 桐たかし 徳増 きよ子 植田 和子	森 亮二 青野 浩考 近藤 美保 坂巻 儀一 野田 宏規 大塚 洋一 石原 修治 根本 守 中村 彰男 海老原功一	中川 弘 加藤 肇子 藤井 俊行 西川 誠之 楠山 栄子 森田 洋一 西尾 段 秋間 高義 戸部 真理 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	加藤 肇子 藤井 俊行 西川 誠之 楠山 栄子 森田 洋一 西尾 段 秋間 高義 戸部 真理 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	加藤 肇子 藤井 俊行 西川 誠之 楠山 栄子 森田 洋一 西尾 段 秋間 高義 戸部 真理 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	加藤 肇子 藤井 俊行 西川 誠之 楠山 栄子 森田 洋一 西尾 段 秋間 高義 戸部 真理 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	加藤 肇子 藤井 俊行 西川 誠之 楠山 栄子 森田 洋一 西尾 段 秋間 高義 戸部 真理 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	加藤 肇子 藤井 俊行 西川 誠之 楠山 栄子 森田 洋一 西尾 段 秋間 高義 戸部 真理 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正	加藤 肇子 藤井 俊行 西川 誠之 楠山 栄子 森田 洋一 西尾 段 秋間 高義 戸部 真理 野村 誠 菅野 浩考 阿部 治正
平成27年度一般会計決算(認定)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関する陳情書(不採択)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就学援助制度に3項目*の追加を求める陳情項目(不採択)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インターネット上のダブ屋行為の取り締まりに関する意見書(可決)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*3項目の内訳(クラブ活動費、生徒会費、PTA会費)

住民の声が届く 住みよいまちに

市議会議員
いぬい 紳一郎市議会議員
小田 柊たかし市議会議員
徳増きよ子市議会議員
植田 和子

障がい者施設 「みどり園」を視察

相模原市の障がい者施設でおこった殺傷事件をうけ、流山・柏・野田・我孫子の日本共産党市議団が、障がい者施設みどり園を視察。



施設長からは「夜間帯、一日一回の警察による巡回」などの要望が寄せられました。

流山市議会を含め180をこえる地方議会で見解書が可決され、日本福祉用具供給協会など関係団体、利用者などの間で反対が強まっています。まさに世

「介護保険は国家的詐欺」との元厚労省老健局長の声を紹介し、介護保険制度の更なる改悪を批判。議会と同様に、国に「軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続」を求める意見をあ

厚労省が狙っていた要介護1・2の福祉用具レンタルや住宅改修、生活援助の大幅な後退がでなくなり

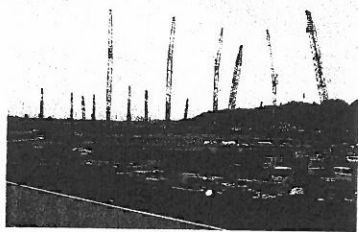
論と運動が、政治の暴走にブレーキをかけた画期的な成果です。

介護 福祉用具レンタルの保険外し許さず 安倍暴走政治を世論が止めた!!

9月議会では、人口増を背景に、「子育て支援」と「高齢化対策」を同時にすすめるなければならないという流山市政のあり方が浮き彫りになりました。日本共産党は、市内各地で噴き出している様々な市民の声をくみ上げ、市民の目線にたつて奮闘しました。

上げるべきと迫りました。「何らかの形で意見を上げるよう検討する」と副市長が答えました。

開発 新川耕地ですすむ開発 今、農業振興が問われています



市内最大の水田地域である新川耕地で、いまクレーン車が乱立。東日本最大級の大規模物流センターが2カ所で建設中です。

その一方で、農家・農地をめぐっては、高齢化に加え、ミネラルウォーターよりも安い米価。米を作れば赤字が拡大という事態に加

え、国の補償制度の廃止（H30年度）で耕作放棄地が増大します。

日本共産党市議団は、「食料主権」の確立を求め、農業振興予算を倍化し、営農支援の強化と6次産業化などを提案しています。

まちづくり

駅前市有地にマンション建設で
学校のマンモス校化に拍車

おおたかの森小中学校の児童生徒の推移(予測)

	H29		H30		H31	
	人数	クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数
小学校	1,016	30	1,272	38	1,603	47
中学校	359	11	436	13	534	16
合計	1,375	41	1,708	51	2,137	63



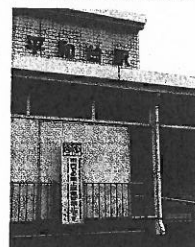
松ヶ丘で

納骨堂白紙撤回へ

流山市では、市民、行政、議会が共同して墓地の乱開発を規制し、住環境を守ってきました。にもかかわらず松ヶ丘商店街に納骨堂の建設計画が浮上。近隣住民による「納骨堂建設に反対する会」が結成され、運動が広がりました。党派を超えた運動で、建設計画は白紙撤回されました。

身近な要求実現

高校生の訴えで路上喫煙禁止看板設置
いぬい 紳一郎



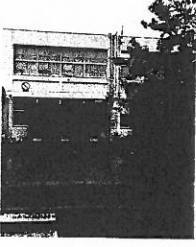
歩道まではみ出した雑草を処理しました
小田 柊たかし



デコボコ市道がきれいになりました(前ヶ崎624)
徳増きよ子



江戸川台小に
特別支援学級拡充
植田 和子



●生活・法律相談は

◆市議会議員

いぬい 紳一郎

◆市議会議員

小田 桐たかし

日本共産党 <http://www.nagareyama-jcp.jp/>

流山市議会 kfbkd645@ybb.ne.jp

◆市議会議員

徳増 きよ子

◆市議会議員

植田 和子

●サラ金、交通事
故、遺産相続、借地
借家、教育、医療、
年金、住宅、パート
労働、介護、その他、
困ったこと、わか
らないこと、ど
んなことでも気軽に
お寄せ下さい。

流山民報

2017年新春号

第190号

編集発行人

日本共産党流山市議団

流山市加4-1688 TEL (7157) 6140

流山市議会事務局

TEL (7158) 1111

市制施行50年“住んで良かった”といえる流山市へ
力合わせ

11月13日に開催された「オスプレイくるな」千葉県民大集会

沖縄県名護市で墜落事故があった日の翌12月14日、流山市議会は「オスプレイの県内配置に反対する意見書」を賛成多数で可決しました。

意見書は日本共産党市議団が提出し、賛成20、反対2、棄権4で可決。オスプレイに関する意見

書が可決されたのは初めてです。千葉県内では、陸上自衛隊木更津駐屯地において、沖縄県宜野湾市の米軍普天間基地配備のMV22オスプレイ24機の定期整備拠点が進められていきます。

意見書は「オスプレイは、本市の上空も含め

オスプレイの県内配置反対の意見書
圧倒的多数で可決

て、県内いつ、どこを飛

行するかは、市民はもち

ろん地元自治体にも知ら

されない」ことを批判。

「県民・市民の安全安心

を守る立場からもオスプ

レイの県内・国内配備は

到底認められない」と表

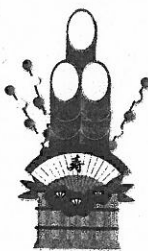
明しています。



- 2次救急、小児救急医療機関への助成金増額
- 私立幼稚園園児補助金、保護者へ直接振込に
- 就学援助の中学入学準備金が入学前支給へ
- 児童発達支援センターの利用料支払いが口座振替へ
- 産後ケア実施にむけ検討
- 乳幼児健診繁忙期に医師、保健師を増員。保健センターの体制強化へ
- 松ヶ丘近隣住民の運動により納骨堂白紙撤回へ
- 江戸川台駅東口の路面タイルの補修
- その他

2016年度の実績

- おおたかの森小の過大規模校解消に小学校新設へ
- 八木北小、南部中に情緒特別支援学級設置
- 江戸川台小、八木南小に知的特別支援学級設置
- 高校生の訴えで平和台駅前に路上喫煙禁止看板の設置
- 流山高校に防災備蓄倉庫設置



会派	日本共産党	流政会	自由民主党	新風流山	公明党	阿部
議員名	乾 紳一郎 小田 桐たかし 徳増 記子 植田 和子	森 亮二 青野 直 笠原 久恵 近藤 美保	野田 宏規 坂巻 儀一 大塚 洋一 石原 修治 根本 守一 中村 彰男 海老原 功一	中川 弘 加藤 啓子 藤井 俊行 藤井 誠之 橋山 栄子 森田 洋一 西尾 段	秋間 高義 齊藤 真理 戸部 誠 野村 浩	菅野 浩 阿部 治正
○賛成 ×反対 -棄権						
※議長は表決に参加しない。						
オスプレイの県内配置に反対する意見書(可決)	○	○	○	○	○	○
自衛隊による南スーダンでの活動中止、撤退を求める意見書(否決)	○	○	○	○	○	○
子どもの医療費助成への国の制約措置の廃止を求める意見書(可決)	○	○	○	○	○	○
保育士修学資金貸付制度の改善を求める陳情書(採択)	○	○	○	○	○	○
市有地マンション建設計画を慎重に考えて頂きたい陳情書(不採択)	○	○	○	○	○	○

市民の声に 応える市政に

市議会議員
いぬい 紳一郎市議会議員
小田 剛たかし市議会議員
徳増きよ子市議会議員
植田 和子

市内小学校の実態と見込み

(H28年4月時点における住民基本台帳で流山市試算)

小中学校	適正規模	12～18学級
	大規模校	25学級～
H28年度	適大規模校	31学級～
	大規模校	流山小、小山小、おおたかの森小
H31年度	適大規模校	なし
	大規模校	流山小、南流山小
H31年度	適大規模校	なし
	大規模校	小山小、おおたかの森小



文科省は、適正規模を大きく超えた大規模校や過大規模校(マンモス校)の課題として、

①一人ひとりが活躍する場や機会が少ない。
②異学年交流の機会が設定しにくい。
③児童生徒間の人間関係の希薄化。
④一人ひとりの個性を把握し、きめ細かな指導が困難など、7項目にわたり指摘しています。

日本共産党は12月議会で過大規模校問題を取りあげ、市長は「小学校を新設する」と答弁しました。市民の力で一刻も早い新設校を実現させましょう。

市政 市有地は市民の財産 子どもや将来のために使おう

H23年以降、人口急増のもと、「保育園も学校も足りない」「図書館や使いやすいホールがあればいい」との市民要望が聞かれます。行政も「保健センターが手狭」「築57年になる江戸川台小学校の老朽化対策は長年の懸案」と議会答弁しています。

一方、議会に提案され

H23年以降、人口急増のもと、「保育園も学校も足りない」「図書館や使いやすいホールがあればいい」との市民要望が聞かれます。行政も「保健センターが手狭」「築57年になる江戸川台小学校の老朽化対策は長年の懸案」と議会答弁しています。

一方、議会に提案され

市有地は市民の財産 子どもや将来のために使おう

H23年以降、人口急増のもと、「保育園も学校も足りない」「図書館や使いやすいホールがあればいい」との市民要望が聞かれます。行政も「保健センターが手狭」「築57年になる江戸川台小学校の老朽化対策は長年の懸案」と議会答弁しています。

一方、議会に提案され

教育 マンモス校を解消し 新設校を早く

おおたかの森駅前市有地の活用に係わる議案では、慎重審議を求め継続審査の動議も出された12月議会。市民のための市政とは何か

保健 妊娠・出産・育児 保健センターの体制強化を

が問われた議会でした。日本共産党は、他党派とも一致点で共同して市政をチェック。願



昨年、警察も関与した母子を取り巻く事件がおきました。このような事態を二度と招いてはなりません。子育て担当部門や保健センターの体制強化は待ったなしです。

日本共産党は、乳児健診の医師体制強化や保健師の増員を要求。12月議会では、健診集中期の医

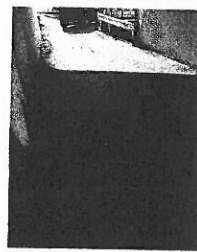
目のない支援を求め、産後ケア事業(産後間もない母親が安心して育児に専念するために、専門家が相談に乗り必要な指導をする事業)の実施を提案。

担当部長からは、「来年度の実施も視野に入れます。すすめていきたい」との答弁がありました。

身近な要求実現

ガード下道路の陥没を補修(南流山5丁目)

いぬい 紳一郎



県議と力合わせ大堀川沿い草刈り実施

小田 剛たかし



国道6号前ヶ崎橋、草刈できれいに

徳増きよ子



横断歩道塗り直し(富士見台)

植田 和子



資料作成費

[illegible]

SHARP

領 収 証

領収証番号 6D11V10

発行日 平成28年 4月11日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき阿倍野
税務署承認済

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳

領 収 内 容 内 訳				
領 収 日	お支払方法		金 額	
	ご契約番号			
平成 2 8 年	□座振替			円
	4201K0330113			
4 月 4 日				8 7 1 5
合 計				8 7 1 5

<お問い合わせ窓口>

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社
事務センター

TEL 06-6625-0290

FAX 06-6625-0292

SHARP

領 収 証

領収証番号 6E10B71

発行日 平成28年 5月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき阿倍野
税務署承認済

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳

領 収 内 容 内 訳				
領 収 日	お支払方法		金 額	
	ご契約番号			
平成 2 8 年	☐ 座振替			
	4201K0330113			
5 月 6 日			8	7 1 5
合 計			8	7 1 5

<お問い合わせ窓口>

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社
事務センター

TEL 06-6625-0290

FAX 06-6625-0292

SHARP

領 収 証

領収証番号 6F10T73

発行日 平成28年 6月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき阿倍野
税務署承認済

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
平成28年 6月 3日	☐ 座振替		
	4201K0330113	8715	
合 計		8715	

<お問い合わせ窓口>

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社
事務センター

TEL 06-6625-0290

FAX 06-6625-0292

XE016

SHARP

領 収 証

領収証番号 6G11B14

発行日 平成28年 7月11日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき阿倍野
税務署承認済

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
平成28年 7月 4日	☐ 座振替		
	4201K0330113	8715	
合 計		8715	

<お問い合わせ窓口>

〒545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープファイナンス株式会社
事務センター

TEL 06-6625-0290

FAX 06-6625-0292

XE016

2016年07月10日締切分

270-0176
千葉県流山市
加4-1688
鈴木アパート

日本共産党流山市議団

C1 065840# 00001/00001 36444883 U B



00085207 C11-U1

TEL: 04-7157-6140

FAX: 04-7157-6140

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い日 ▶ 2016 年 07 月 25 日

お支払い方法 ▶ 口座振込

お振込	金融機関	
	支店	
	口座	

カ)エイブントウ アスカルシキ ヨウブ

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

お問い合わせ番号 36444883

アスクル担当販売店
株式会社栄文堂

千葉県松戸市
新松戸1-445-1

234028

TEL: 047-344-1455

担当：アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

14,835 円

うち消費税等 (1,098 円)

対象期間 2016/06/11 ~ 2016/07/10

当月お買い上げ金額	14,835円
-----------	---------

当月返品金額	14,633円
	0円

当月值引金額	0
--------	---

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グ
06/16 11592492 352-246 V1 スーパーエコノミー+ A4 1箱(500枚入×10冊)	5	2,967	14,835		
	小計		14,835	乾 紳一郎様ご発注分	8.0

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、表面右上のお客様の担当販売店までお願い申し上げます。
アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク
(0120-345-861) または <http://www.askul.co.jp/support>
までお願い申し上げます。

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小計	うち消費税等
課税(8.0%)	14,835	0	0	14,835	1,098
合計	14,835	0	0	14,835	1,098

グリーン商品お買い上げ実績

	全 体	グリーン商品
購入額(税込)	14,835	14,835

アスクルスイートポイント明細

お客様のステージは ▶ ブルー ステージです。 (2016年03月01日~2016年08月末日)					
前回までのポイント	獲得ポイント	賞品交換ポイント	期限切れポイント	ご利用可能ポイント	月別期限切れポイント
1,062	437	0	0	1,499	7月末日 192
基本ポイント	×倍率	その他ポイント	返品ポイント		8月末日 0
137	1.0	300	0		9月末日 37

お知らせ

＜お買い上げ累計金額(税抜き)＞: 13,737円 (累計金額の対象期間: 2016年03月01日~2016年08月末日)
累計金額 200,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.2のゴールドステージ」です。
累計金額 400,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.5のプラチナステージ」です。
当月獲得ポイントは、18ヶ月間有効です。
賞品ラインナップなど、詳しくは <http://www.askul.co.jp/sweet/> をご覧ください。

本書面の記載内容について

1. お客様の担当販売店(表面右上記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
2. 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
3. ご返品につきましては、アスクル返品センターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を越える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

ボールペンの替芯はWebで検索!

メーカー名・シリーズ名
ボール径を選ぶだけで
替芯が簡単に探せる!

Q ゴールドペン替芯をシリーズ名で探す

メーカー名とシリーズ名、
ボール径(mm)は、ボールペン本体にこのように
記載されています。

メーカー名: [un0三栄] 検索する

シリーズ名: [JETSTREAM] ジェットストリーム 検索する

ボール径(mm):
0.38
0.5
0.7
1.0

「ボールペン替芯かんたん検索」
くわしくは: www.askul.co.jp
アスクルWebサイトで
替芯 検索

毎年好評!夏の伊勢丹ギフトが大充実!



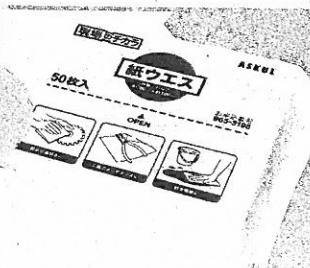
アスクル伊勢丹ギフトショップはこちらから!
www.askul.co.jp

お中元 検索

伊勢丹の
包装紙で
お届け!

拭き掃除に最適!

月替わり
期間限定
ウルトラ特価!
2016年7月10日~16日



1パック
税抜き ¥50 (税込 ¥54)
お申込番号 965-3198
※価格は2016年7月1日時点。
掲載商品・サービスは予告なしに価格・仕様等が変更
になる場合があります。お取引条件等詳細はアスクルWeb
サイトにてご確認ください。

「現場のアスクルVol.1」掲載の
工場・現場用の消耗品が
毎月大特価!
毎月チェック!
くわしくは: www.askul.co.jp
アスクルWebサイトで
月替わりセール 検索

領収証

日本共済会 山形県支部

28年7月28日

28 14835

上記の金額に領収済

28年7月28日

共済会 山形県支部

〒270-0034 千葉県市川市南台1-1-1

TEL 047-344-1414 FAX 047-344-1499



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
28-07-13	049	2	N	0134	049	普通 ****303	157	引出	
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
お取引金額						¥14,835	お取引後元帳残高		
ご案内						* 予約振込明細 *	0A0157		
お振込先						15:40			
ご依頼人						カ)イフントウ アスクルシキョウフ 様			
						ニホンキョウサントウナカレマシキタン 様			
07月14日扱い						印紙税申告納付につき千葉東税務署へ郵送			

■印紙税納付の必要がない場合は*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

SHARP

領 収 証

領収証番号 6H10S63

発行日 平成28年 8月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
平成28年 8月 3日	口座振替		
	4201K0330113		8,715
合 計			8,715

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

請求書番号 D160093785H

口座お引落のお知らせ

ページ 1

お得意先名
日本共産党
流山市議会事務所
お取扱口座

様

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申しあげます。
下記の通り 16 年 08 月のお引落金額のご案内を致しますので、
お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額を
ご準備下さいようお願い致します。
お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は
下記の通りとなります。
「SMBC (コニカミノルタ)」
尚、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、
ご了承下さい。

敬具

コニカミノルタ ジャパン株式会社

お問合わせ先 業務統括センター

TEL 0120-929-805

金融機関名		
種 目		口座No
口座名義人	ウエダ 加コ	
お引落金額	(A+B) 6,270 円	お引落日 16年08月23日

お得意先様コード	8300056234	営業所	247
----------	------------	-----	-----

月日	伝票番号	商品コード	商 品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
07 19	3026774635	9919853	チャージ料金 共産党 流山支部様 機種 1830F 今回 19,842 前回 18,295 使用 1,516 ブラック 控除枚数 1,547 1 枚 ~ 1,000 枚迄 31 1,001 枚 ~ 3,000 枚迄 消費税等 (8%)	1 1,000 516	5,806.00 4.00 3.50	5,806 4,000 1,806 464	◇30217871 1830F01457 05/22~07/19
合 計			①お買上額 5,806 当月ご請求額 (A) 前月繰越額 (B)	②消費税等 464 = ① + ②		6,270 0	

前月繰越額が表示されている場合は、前月のお引落ができませんでしたので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
(前月繰越額には消費税等が含まれております。)



領 収 書

No. 410982

2016年8月23日

日本共産党 流山市議会事務所 殿

合計金額		¥6,270
------	--	--------

うち、消費税等 円

上記の金額正に領収いたしました。

入金内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	
	相殺	
	その他	SMBC

担当部門

扱者印

収入印紙

17号文書

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

※社印・扱者印・金額の前に半角の付かないもの、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

SHARP

領 収 証

領収証番号 6I10992

発行日 平成28年 9月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳

領 収 日	お支払方法		金 額	
	ご契約番号			
平成 2 8 年	口座振替		8 7 1 5	
	4201K0330113			
9 月 5 日				
合 計			8 7 1 5	

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

SHARP

領 収 証

領収証番号 6J10R08

発行日 平成28年10月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳

領 収 日	お支払方法		金 額			
	ご契約番号					
平成 2 8 年	☐ 座振替					
	4201K0330113					
1 0 月 3 日	8,715					
合 計						8,715

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

請求書番号 D160144941H

お得意先名
日本共産党
流山市議団事務所
お取扱口座

様

口座お引落のお知らせ

ページ 1

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申しあげます。
下記の通り 16 年 10 月のお引落金額のご案内を致しますので、
お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額を
ご準備下さいますようお願い致します。
お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は
下記の通りとなります。
「SMB C (コニカミノルタ)」
尚、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、
ご了承下さい。

敬具

コニカミノルタジャパン株式会社

お問合わせ先 業務統括センター

TEL 0120-929-805

金融機関名		
種 目		口座No
口座名義人	ウエダ カズコ	
お引落金額	(A+B) 3,654 円	お引落日 16年10月24日

お得意先様コード	8300056234	営業所	247
----------	------------	-----	-----

月日	伝票番号	商品コード	商 品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
09 22	3027566198	9919853	チャージ料金 共産党 流山支部様 機種 1830F 今回 20,706 前回 19,842 使用 ブラック 1枚 ~ 1,000 枚迄 消費税等 (8%)	846 846	3,384.00 4.00	3,384 270	◇30695026 1830F01457 07/20~09/22
合 計			①お買上額 3,384 当月ご請求額 (A) 前月繰越額 (B)	②消費税等 270 = ① + ②		3,654 0	

前月繰越額が表示されている場合は、前月のお引落ができませんでしたので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
(前月繰越額には消費税等が含まれております。)



領 収 書

No. 410983

2016 年 10 月 24 日

日本共産党 流山市議団事務所 殿

合計金額					¥3654
------	--	--	--	--	-------

うち、消費税等 円
上記の金額正に領収いたしました。

入金内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	
	相殺	
	その他	自前引き SMB C

担当部門

扱者印

収入印紙

17号文書

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

※社印・扱者印・金額の前に半角のないもの、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

コピー使用料請求内訳書

平成28年10月24日

日本共産党 課

流山市議会事務局長 倉井 操

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
4	669	5	3,345
5	379	5	1,895
6	1,080	5	5,400
7	752	5	3,760
8	461	5	2,305
9	2,652	5	13,260
合 計	5,993	5	29,965

領 収 書			
(住所・氏名) 納 入 者	〒 日本共産党		
	代表 乾 紳一郎 様		
納入金種別 (摘要)			金 額
複写機使用料 (0 5)			29,965 円
()			
合 計			29,965
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
28 年度	一般 会計	番 号	年 月 日
			領 収 印
			

36

SHARP

領 収 証

領収証番号 6K10827

発行日 平成28年11月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥8,715

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
平成28年 11月 4日	口座振替		
	4201K0330113		8,715
合 計			8,715

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

XE016

SHARP

領 収 証

領収証番号 6L10P57

発行日 平成28年12月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥8,715

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
平成28年 12月 5日	口座振替		
	4201K0330113		8,715
合 計			8,715

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

XE016

アスクルご請求書

2016年12月10日締切分



270-0176
千葉県流山市
加4-1688
鈴木アパート

日本共産党流山市議団

C1 063442# 00001/00001 36444883 U C



00081132 C11-U1

お問い合わせ番号 36444883

アスクル担当販売店
株式会社栄文堂

千葉県松戸市
新松戸1-445-1

234028

TEL: 04-7157-6140

FAX: 04-7157-6140

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

TEL: 047-344-1455

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

13,155円

うち消費税等 (

974円)

対象期間 2016/11/11 ~ 2016/12/10

当月お買い上げ金額 13,155円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

お支払い日 ▶ 2016年 12月 26日

お支払い方法 ▶ 口座振込

金融機関
支店
お振込 口座
カ)エイブントウ アスクルキヨブ

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー
11/30 38642436 365-370 VI スーパーエコノミー+ B4 1箱 (500枚入×5冊)	5	2,631	13,155		8.0
	小計		13,155	乾 紳一郎様ご発注分	

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、表面右上のお客様の担当販売店までお願い申し上げます。
アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク
(0120-345-861)または<http://www.askul.co.jp/support>
までお願い申し上げます。

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小 計	うち消費税等
課税 (8.0%)	13,155	0	0	13,155	974
合 計	13,155	0	0	13,155	974

グリーン商品お買い上げ実績

	全 体	グリーン商品
購入額(税込)	13,155	13,155

アスクルスイートポイント明細

お客様のステージは ▶ ブルー ステージです。 (2016年09月01日～2017年02月末日)

前回までのポイント	獲得ポイント	賞品交換ポイント	期限切れポイント	ご利用可能ポイント	月別期限切れポイント
1,499	121	0	569	1,051	12月末日 0
基本ポイント 121	× 倍率 1.0	その他ポイント 0	返品ポイント 0		1 月末日 121 2 月末日

お知らせ

＜お買い上げ累計金額(税抜き)＞: 12,181円 (累計金額の対象期間: 2016年09月01日～2017年02月末日)
累計金額 200,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.2のゴールドステージ」です。
累計金額 400,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.5のプラチナステージ」です。
当月獲得ポイントは、18ヶ月間有効です。
賞品ラインナップなど、詳しくは<http://www.askul.co.jp/sweet/>をご覧ください。

本書面の記載内容について

1. お客様の担当販売店(表面右上記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
2. 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
3. ご返品につきましては、アスクル返品センターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を超える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

お正月用品はアスクルにおまかせ

ミニ門松を受付に! 年始のご挨拶に!

しめ飾りは入り口に!

小分けサイズの福餅入り!

年賀状作成におすすめ! の筆まめ

くわしくは: www.askul.co.jp
アスクルWebサイトで
お正月 Q 検索
特集をチェック!

年末の書類整理におすすめ!

まとめ買いがおトク!

プラスワンタッチストッカー[D型]A4用 1セット(100枚)1枚あたり

¥145

まとめ買いがおトク!

アスクルパイプ式ファイル両開きベーシックカラースーパーA4タテ 25mm 同色30冊以上1冊あたり

¥313

まとめ買いがおトク!

アスクルPP製カラーインデックス 2穴 A4タテ 5山 1袋(10組入)1組あたり

税抜き ¥88

くわしくは:

ワンタッチストッカー Q 検索
パイプ式ファイル 両開き Q 検索
PP製カラーインデックス Q 検索

💡 サイトや実店舗での集客に悩んでいるときこそ始めたい

月額 10,000 円 (税抜き) から始める! お申込みはたったの 2 STEP!

YAHOO! JAPAN プロモーション広告

英会話 教室 Q 検索 YAHOO! JAPAN

英会話教室に開通した広告
英会話教室なら●●●

おすすめ英会話
マンツーマンだから
上達が早い!

<https://www.askul.co.jp/> アスクル Web サイトで検索!

ヤフー

Q 検索

領 収 証

No. 26 年 / 12 月 / 9 日

日本共産党 流山市議会様

[Redacted]

上記の金額正に領収致しました

但し

収入
印紙

株式会社 栄文堂 アスクル事業部

〒270-0034 千葉県流山市新松戸 1-445-1

TEL 047-344-1414 FAX 047-344-1299

係員

[Redacted]



自動サービスご利用明細票
ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-12-19	049	87	N	0134	049	普通 ****303	109	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
1円	お取引金額 円						消費税込 手数料円	お取引後元帳残高 円
						¥13,155	¥270	*****
ご 案 内 お振込先 ご依頼人 * お振込明細 * カ)イフントウ アスクルシキョウフ 様 ニホンキョウサントウカゲヤマシキタン 様 0D0109 11:56								

印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

請求書番号 D160195557H

お得意先名
日本共産党
流山市議団事務所
お取扱口座

様

口座お引落のお知らせ

ページ 1

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申しあげます。
下記の通り 16 年 12 月のお引落金額のご案内を致しますので、
お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額を
ご準備下さいますようお願い致します。
お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は
下記の通りとなります。
「SMBC (コニカミノルタ)」
尚、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、
ご了承下さい。

敬具

コニカミノルタ ジャパン株式会社

お問合わせ先 業務統括センター

TEL 0120-929-805

金融機関名		
種 目		口座No
口座名義人	ワタカス コ	
お引落金額	(A+B) 4,512 円	お引落日 16年12月26日

月日	伝票番号	商品コード	商 品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
11 29	3028458781	9919853	チャージ料金 共産党 流山支部様 機種 1830F 今回 21,779 前回 20,706 使用 1,051 ブラック 控除枚数 1,073 1 枚 ~ 1,000 枚迄 22 1,001 枚 ~ 3,000 枚迄 消費税等 (8%)	1 1,000 51	4,178.00 4.00 3.50	4,178 4,000 178 334	◇31175040 1830F01457 09/23~11/29
合 計			①お買上額 4,178 当月ご請求額 (A) 前月繰越額 (B)	②消費税等 = ① + ②		334	4,512 0

前月繰越額が表示されている場合は、前月のお引落ができませんでしたので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
(前月繰越額には消費税等が含まれております。)



領 収 書

No. 410984

2016年12月26日

日本共産党 流山市議団事務所 殿

合計金額						74512
------	--	--	--	--	--	-------

うち、消費税等 円

上記の金額正に領収いたしました。

入金内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	
	相殺	
	その他	前払金 SMBC

担当部門

扱者印

収入印紙

17号文書

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

※社印・扱者印・金額の前に半角のないもの、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

SHARP

領 収 証

領収証番号 7A10709

発行日 平成29年 1月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪南
際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
平成29年 1月4日	口座振替 4201K0330113		8,715
合 計			8,715

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

SHARP

領 収 証

領収証番号 7B10059

発行日 平成29年 2月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪南
際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(11)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号		
平成29年 2月3日	口座振替 4201K0330113		8,715
合 計			8,715

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

お得意先名
日本共産党
流山市議会事務所

様

お取扱口座

金融機関名		
種 目		口座 No
口座名義人	カミノルタ	
お引落金額	(A+B) 2,160 円	お引落日 17年02月23日

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申しあげます。
下記の通り17年02月のお引落金額のご案内を致しますので、
お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額を
ご準備下さいますようお願い致します。
お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は
下記の通りとなります。

「SMBC (コニカミノルタ)」

尚、このお引落金額の領収書は省略させていただきますので、
ご了承下さい。

コニカミノルタジャパン株式会社

お問合わせ先 業務統括センター

TEL 0120-929-805

月日	伝票番号	商品コード	商 品 名	数	量	単 価	金 額	営業所	247
0127	3029187677	9919853	チャージ料金 共産党 流山支部様 最低保証料金 機種 1830F 今回 22,282 前回 21,779 使用 ブラック 控除枚数 1 枚 ~9,999,999 枚迄 消費税等 (8%)	492 503 11	1	2000.00	2000 2000 160	◇31656988 1830F01457 11/30~01/27	
合 計			①お買上額 2,000	②消費税等 160		2,160 0			
			当 月 ご 請 求 額 (A)	= ①+②		2,160 0			
			前 月 繰 越 額 (B)						

「前月繰越額」が表示されている場合は、前月のお引落ができませんでしたので今回のご請求で再度お引落させていただきます。
(前月繰越額には消費税等が含まれております。)



領 収 書

No. 412767

2017年2月23日

日本共産党 流山市議会事務所

合計金額

¥2,160

うち、消費税等 円

上記の金額正に領収いたしました。

入金内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	
	相殺	
	その他	自引落

担当部門

収入印紙

17号文書

コニカミノルタジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

※社印・扱者印・金額の前に半角のものを、複写によらないもの、金額を訂正したものは無効とします。

44

SHARP

領 収 証

領収証番号 7C10622

発行日 平成29年 3月10日

日本共産党 流山市議団事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥8,715
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(11)第00239号

45

領 収 内 容 内 訳				
領 収 日	お支払方法		金 額	
	ご契約番号			
平成 2 9 年	口座振替			
	4201K0330113			8 7 1 5
3 月 3 日				
合 計				8 7 1 5

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

コピー使用料請求内訳書

平成29年3月9日

日本共産党 様

流山市議会事務局長 倉井 操

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
10	312	5	1,560
11	778	5	3,890
12	572	5	2,860
1	93	5	465
2	803	5	4,015
3	0	5	0
合 計	2,558	5	12,790

46

領 収 書			
(住所・氏名) 納入者	〒 日本共産党		
	代表 乾 紳一郎 様		
納入金種別 (摘要)		金 額	
複写機使用料 (0 5)		12,790 円	
()			
合 計		12,790	
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
28	一般	番 号	年 月 日
年度	会計		領
		29. -3. -9.	

(圖書購入費等)

NO.

[illegible]

領 収 証

日本共産党

流山支部様

No. _____

金額

4,198.00 -

47

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但「原水協」通帳、2016年4月-12月の17

2016年5月2日 上記正に領収いたしました

収入印紙

原水爆禁止千葉県協議会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町4-524-2

千葉民医連事務センタービル2F
Tel 043-239-6971 Fax 043-239-6972

GR1614

事務所費

NO.

[illegible]

領 収 証

48

日本共産党流山市議会様 29年3月28日

★ ¥600,000-

但 事務所家賃 H28年4月分~H29年3月分迄
上記正に領収いたしました



%)

鈴木 吉



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-04-26	049	4	N	0134	049	普通 ****303	300	引出
お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円	
¥100,000						¥0	****	
ご案内 * 予約振込明細 * 000300 お振込先 [REDACTED] ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカレマシキタ"ンウエタ" 様 04月27日扱い								
								16:21 印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

48-1



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-05-23	049	87	N	0134	049	普通 ****303	143	引出
お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円	
¥50,000						¥0	****	
ご案内 * お振込明細 * 000143 お振込先 [REDACTED] ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカレマシキタ"ンウエタ" 様								
								12:37 印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

48-2



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-06-21	049	87	N	0134	049	普通 ****303	124	引出
お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円	
¥50,000						¥0	****	
ご案内 * お振込明細 * 000124 お振込先 [REDACTED] ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカレマシキタ"ンウエタ" 様								
								11:58 印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

48-3



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-07-22	049	87	N	0134	049	普通 ****303	245	引出
						お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0	*****
ご案内 * 予約振込明細 * 000245 お振込先 [REDACTED] 16:51 ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカ「レマシキ」ダンウエダ 様 07月25日扱い								
印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済								

■印紙税納付の必要がない場合は *印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

(48) - 4



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-08-26	049	87	N	0134	049	普通 ****303	213	引出
						お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0	*****
ご案内 * 予約振込明細 * 000213 お振込先 [REDACTED] 15:18 ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカ「レマシキ」ダンウエダ 様 08月29日扱い								
印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済								

■印紙税納付の必要がない場合は *印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

(48) - 5



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-09-23	049	87	N	0134	049	普通 ****303	276	引出
						お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0	*****
ご案内 * 予約振込明細 * 000276 お振込先 [REDACTED] 16:58 ススキ マンキチ 様 ご依頼人 ニホンキョウサントウナカ「レマシキ」ダンウエダ 様 09月26日扱い								
印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済								

■印紙税納付の必要がない場合は *印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

(48) - 6



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-10-24	049	87	N	0134	049	普通 ****303	79	引出
						お取引金額 円	消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0 ****	****
ご案内		*		お振込明細		*		0D0079
お振込先		[REDACTED]						11:17
ススキ マンキチ 様								
ご依頼人		ニホンキョウサントウナカレヤマシキ タンウエダ 様						印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済
[REDACTED]								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

(48) - 7



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-11-24	049	87	N	0134	049	普通 ****303	128	引出
						お取引金額 円	消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0 ****	****
ご案内		*		予約振込明細		*		0D0128
お振込先		[REDACTED]						17:25
ススキ マンキチ 様								
ご依頼人		ニホンキョウサントウナカレヤマシキ タンウエダ 様						印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済
11月25日扱い								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

(48) - 8



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
28-12-14	049	87	N	0134	049	普通 ****303	20	引出
						お取引金額 円	消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥0 ****	****
ご案内		*		お振込明細		*		0D0020
お振込先		[REDACTED]						10:07
ススキ マンキチ 様								
ご依頼人		ニホンキョウサントウナカレヤマシキ タンウエダ 様						印紙税申告納付につき千葉東 税務署承認済
[REDACTED]								

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

(48) - 9



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
29-01-26	049	87	N	0134	049	普通 ****303	107	引出
お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円	
¥50,000						¥0	*****	
ご案内		* お振込明細 *		000107				
お振込先		[REDACTED]						
ご依頼人		ススキ マンキチ 様 ニホンキョウサントウナガレヤマシキ タンウエタ 様						
		12:44						
		印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済						

(48) - 10

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
29-02-24	049	87	N	0134	049	普通 ****303	300	引出
お取引金額 円						消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円	
¥50,000						¥0	*****	
ご案内		* 予約振込明細 *		000300				
お振込先		[REDACTED]						
ご依頼人		ススキ マンキチ 様 ニホンキョウサントウナガレヤマシキ タンウエタ 様						
		02月27日扱い						
		17:13						
		印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済						

(48) - 11

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

頭書 (1)

(事務所用)

物件の表示	名 称	鈴木貸店舗	室 番 号	1 階 A 号室
	所 在 地	千葉県流山市加 4 - 1 6 8 8		
	種 類	店舗事務所 倉庫・工場・その他 ()		
	構 造	木造・軽量鉄骨造・RC 造・SRC 造／瓦・カーベスト・陸屋根・スレート葺 2 階建全 4 戸		
	使用面積	約 5 2 . 5 m ²	新築年月日	平成 4 年 11 月
	備 考			

頭書 (2)

事業内容	日本共産党市議団事務所
------	-------------

頭書 (3)

契約期間	平成 2 8 年 6 月 1 日から 平成 3 1 年 5 月 3 1 日までの 3 年間
------	---

頭書 (4)

名 称	金 額	支払期限	翌月分を毎月 2 8 日までに支払う
月 払 金	賃 料	金 5 0 , 0 0 0 円	
	共 益 費	無	支払方法 1. 口座振替 ②. 振込 3. 持参
	駐 車 場	円	
	合 計	金 5 0 , 0 0 0 円	
			金融機関: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人 鈴木 万吉 (スズキ マンキチ)
一 時 金	敷 金	金 1 0 0 , 0 0 0 円	振 込 先 口座名義人電話番号 [REDACTED]
	更 新 料	新賃料の 1 ヶ月分	
	更新手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分	
		鍵	[REDACTED] 2 本

頭書 (5)

緊急時の 連絡先	住 所	流山市三輪野山 1 - 1 1 9 2 - 2	
	氏 名	乾 紳一郎	
	電話番号	0 4 - 7 1 5 9 - 2 7 7 3	携帯電話 [REDACTED]

頭書 (6)

貸 主	氏 名	鈴木 万吉
管 理 者	住 所	[REDACTED]
	氏 名	鈴木 万吉
	電 話 番 号	[REDACTED]
借 主	商号・代表者名	日本共産党流山市議団 代表 乾 紳一郎
本 社	住 所	流山市加 4 - 1 6 8 8 1 階 A 号室
所 在 地	電 話 番 号	0 4 - 7 1 5 7 - 6 1 4 0

特 約 事 項	※本物件は構造上一の事業者に一括して賃貸するものであるが、乙の求めに応じ、甲は乙が乾紳一郎事務所殿と本物件を共同使用することを特に認めるものとする。
	これに当たり、乙は共同使用者間の紛争等については自ら解決を図るものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。また万が一事故等の発生の際は、その責任の所在に抛らず共同使用者は連帯してその責任を負うものとする。共同使用者の一方が退去する際は、残る一方もこれに合わせ同時に退去するものとする。
	以下余白

貸主 鈴木 万吉 と 借主 日本共産党流山市議団 代表 乾 紳一郎 は表記建物賃貸借契約を締結し、本契約書を2通作成して当事者署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年5月19日

貸主 住所 
氏名 鈴木 万吉 ⑩
電話番号

借主 住所 流山市三輪野山1-1192-2
氏名 乾 紳一郎 
電話番号 04(7159)2773

連帯保証人 住所 流山市同小舎1-447-149
氏名 徳増 記代子 
生年月日 1953年(昭和28)1月5日
電話番号 04(7148)6871 -
勤務先 流山市役所 電話番号 (04)7158-1111

媒介業者 免許番号 千葉県知事(11)第4483号
所在地 流山市南流山1-9-9 
商号 株式会社共栄土地南流山店
代表者氏名 代表取締役 長谷川 勝伸 ⑩
電話番号 04-7150-0021
取引主任者 (千葉県知事)第046385号 高柳 政子 

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(4)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ

ならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 カ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 暴力団員に本物件を使用させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず

わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。

二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。

一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。

二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき

四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき

五 乙らが第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき

六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して3ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更。

二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。

二 長期に休業するとき。

三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) 14.5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

第17条 (B) 本契約は が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。



頭書 (1)

(事務所用)

物件 の 表 示	名 称	鈴木貸店舗		室 番 号	1階A号室
	所 在 地	千葉県流山市加4-1688			
	種 類	店舗事務所 倉庫・工場・その他 ()			
	構 造	木造・軽量鉄骨造・RC造・SRC造/瓦・カーベスト・陸屋根・スレート葺 2階建全4戸			
	使用面積	約52.5 m ²	新築年月日	平成4年11月	
	備 考	上記面積の1/2を賃貸借しております。			

頭書 (2)

事業内容	日本共産党市議団事務所
------	-------------

頭書 (3)

契約期間	平成 25年 6月 1日から 平成 28年 5月 31日までの3年間
------	------------------------------------

頭書 (4)

名 称	金 額	支払期限	翌月分を毎月28日までに支払う
月 払 金	賃 料	金50,000円	支払方法 1. 口座振替 ②. 振込 3. 持参 金融機関: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人 鈴木 万吉 (スズキ マンキチ) 口座名義人電話番号 [REDACTED]
	共 益 費	無	
	駐 車 場	円	
	合 計	金50,000円	
	一 時 金	敷 金	
	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	振 込 先
	更新手数料	新賃料の0.5ヶ月分	
	鍵	No. [REDACTED]	2本

頭書 (5)

緊急時の 連絡先	住 所	流山市三輪野山1-1192-2		
	氏 名	乾 紳一郎		
	電話番号	04-7159-2773	携帯電話	[REDACTED]

頭書 (6)

貸 主	氏 名	鈴木 万吉 ✓
管 理 者	住 所	[REDACTED]
	氏 名	鈴木 万吉
	電 話 番 号	[REDACTED]
借 主	商号・代表者名	日本共産党流山市議団 代表 乾 紳一郎
本 社 所 在 地	住 所	流山市加4-16881階A号室
	電 話 番 号	04-7157-6140

特約事項	※本物件は構造上一の事業者に一括して賃貸するものであるが、乙の求めに応じ、甲は乙が乾紳一郎事務所殿と本物件を共同使用することを特に認めるものとする。
	これに当たり、乙は共同使用者間の紛争等については自ら解決を図るものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。また万が一事故等の発生の際は、その責任の所在に抛らず共同使用者は連帯してその責任を負うものとする。共同使用者の一方が退去する際は、残る一方もこれに合わせ同時に退去するものとする。
	以下余白

貸主 鈴木 万吉 と 借主 日本共産党流山市議団 代表 乾 紳一郎 は表記建物賃貸借契約を締結し、本契約書を2通作成して当事者署名押印のうえ、各1通を保有する。

貸主 住所 [REDACTED] 平成 25 年 4 月 30 日
氏名 鈴木 万吉 [REDACTED] 印
電話番号 [REDACTED]

借主 住所 流山市三輪野山 1-1192-2
氏名 乾 紳一郎 [REDACTED]
電話番号 04(7159) 2773 [REDACTED]

連帯保証人 住所 流山市東初石 2-81-9 東初石 1-172-402
氏名 小田 桐 仙
生年月日 昭和 48 年 6 月 12 日
電話番号 ([REDACTED])
勤務先 [REDACTED] 電話番号 ()

媒介業者 免許番号 千葉県知事 (11) 第 4483 号
所在地 流山市南流山 1-9-9
商号 株式会社共栄土地南流山店 [REDACTED]
代表者氏名 代表取締役 長谷川 勝伸 [REDACTED] 印
電話番号 04-7150-0021
取引主任者 (千葉県知事) 第 046385 号 高柳 政子 [REDACTED]

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(4)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヵ月分相当額を差引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ

ならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 カ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 暴力団員に本物件を使用させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず

わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。

二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。

一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。

二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき

四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき

五 乙らが第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき

六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して 3ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から 3ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 3ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) 14.5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

第17条 (B) 本契約は が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

政務活動費備品等台帳

会派・交付議員名

[illegible]